

第4章 計画の内容

基本目標 1 男女共同参画意識の普及啓発

基本方針 主要目標(1) 男女の人権を尊重する意識の浸透

男女が共にかげがえのない大切な存在として尊ばれ、一人ひとりが自分自身を大切にできる生き方ができるよう、意識啓発や広報活動を進めます。また、生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重の理念を広く普及させるとともに、男女の人権が守られるよう、メディア・リテラシーの育成に努めます。

現状と課題

すべての人が性別にかかわらず、個人として尊重されることは、日本国憲法で保障された大切な権利であり、男女共同参画社会の実現には、必要不可欠です。しかし、法律や制度が整備され、男女に与えられる機会は平等になりつつありますが、市民意識調査では、「社会全体における男女の地位の平等感」は21.8%と、前回調査(平成22年度23%)に比べて下がっており、男女の人権を尊重する意識の浸透を図るための一層の取組が必要です。また、例えば、「子どもはまだ?」、「ふたりめは?」、「男の子の跡取りを」という何気ない周囲の一言で思い悩む女性も多いのが現状です。「産む・産まない」「いつ・何人の子どもを産むかどうか」ということは、女性自身の心やからだに及ぼす影響はもちろんのこと、女性の人生にとって重大な決定であり、本人の意思が尊重されなければなりません。いまだ、女性の健康や権利が十分保障されていない現実がある以上、これからも、女性の生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重の理念を広く普及させる必要があります。

また、インターネットや携帯電話などメディアによる情報過多の中、ドメスティック・バイオレンス(DV)やセクシュアル・ハラスメント(セクハラ)、レイプ、売買春が犯罪であるにもかかわらず、犯罪ではないことのように表現されていたり、その他ポスターやチラシなどでは、内容と関係なく、人目を引くために水着の女性が掲載されるなど、個々の人権への配慮が欠けている場合があります。そのため、メディアからの情報を無意識に受け入れるのではなく、メディアの特性や利用方法を理解した上で、情報を取捨選択し、適切な手段で自分の考えを伝達するメディア・リテラシーの育成が必要です。

関連データ

社会全体における男女の地位の平等感について、「男性の方が非常に優遇されている」は11%、「どちらかといえば男性の方が優遇されている」は58.6%となっています。また、「男女の地位は平等になっている」は21.8%となっており、前回調査(平成22年度23%)に比べ減少しています。

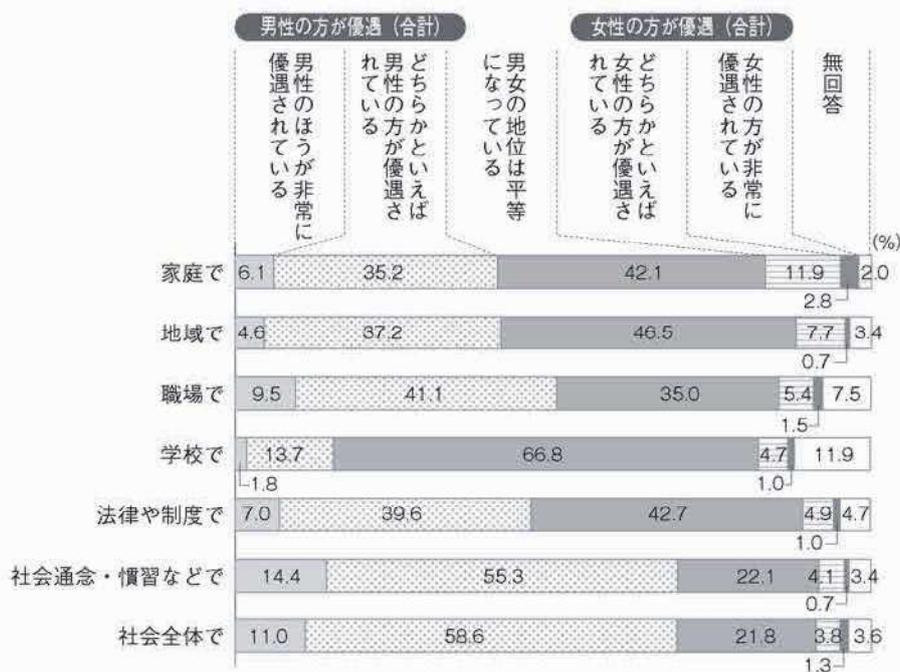
社会全体における男女の地位の平等感(推移)



資料：平成26年度和光市男女共同参画市民意識調査

あらゆる分野における男女の地位の平等感

あらゆる分野における男女の地位の平等感については、「男女の地位は平等になっている」は学校で66.8%が最も高く、地域で46.5%、法律や制度で42.7%が半数近くとなっています。また、「男性の方が非常に優遇されている」と「どちらかといえば男性の方が優遇されている」を合わせた「男性の方が優遇（合計）」は社会通念・慣習などで69.7%、社会全体で69.6%、職場で50.6%とそれぞれ過半数となっています。



資料：平成26年度和光市男女共同参画市民意識調査

施策① 男女の人権を尊重するための意識啓発と情報提供 (重点課題)

施策の内容	主な取組	担当課等
男女の人権を尊重する意識啓発を進めるとともに、様々な機会を通じた情報提供を行います。	I 男女の人権の尊重に関するシンポジウムやセミナーの開催	人権文化課 生涯学習課
	II 広報やホームページの活用による情報提供と啓発資料の発行	人権文化課 秘書広報課 生涯学習課
	III 関連図書設置等による情報提供	人権文化課 図書館 総合福祉会館 各公民館 学校教育課

施策② 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重の理念普及 (重点課題)

施策の内容	主な取組	担当課等
生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利を尊重する意識啓発を進めるとともに、性別による差別や性の商品化を許さない意識啓発を進めます。また、人権尊重の観点から、性的指向(異性愛・同性愛・両性愛)に関して困難を抱えている場合や、性同一性障害などを有する方々への理解を深めるための意識啓発を進めます。	I 性と生殖に関する健康と権利に関するセミナー等の開催	人権文化課 健康支援課 (保健センター)
	II 広報やホームページの活用による情報提供と啓発資料の発行	人権文化課 健康支援課 (保健センター) 学校教育課
	III 性的指向(異性愛・同性愛・両性愛)に関して困難を抱えている場合や、性同一性障害などを有する方々への理解を深めるための情報提供	人権文化課 健康支援課 (保健センター)

施策③ メディア・リテラシーの育成（重点課題）

施策の内容	主な取組	担当課等
性別による固定的な役割分担、性別による差別的取扱い、セクハラ、DVなどの行為を助長、又は連想させる表現、女性を性的な対象として扱う表現等を行わないよう、人権尊重の視点でメディア・リテラシー教育を進めます。	I メディア・リテラシーの育成をめざしたセミナー等の開催	人権文化課 生涯学習課 各公民館
	II ポスター掲示等による民間刊行物等への周知徹底	人権文化課 産業支援課
	III 市刊行物における男女平等の視点の指導徹底	人権文化課 秘書広報課
	IV 和光市表現ガイドの活用	人権文化課
	V 小、中学校におけるメディア・リテラシー教育の実施	学校教育課

用語解説

- ドメスティック・バイオレンス
夫婦や恋人など、親密な関係にある人、またはあった人から振るわれる暴力（身体的、性的、精神的、経済的暴力など）のこと。
- セクシュアル・ハラスメント
相手が望まない性的な言動や性別による差別的な言動によって、相手に不快感や不利益を与えること。
- 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）
中心的課題には、いつ子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安心で満足のいく性関係、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれている。また、これらに関連して、思春期や更年期における健康上の問題など、生涯を通じた性と生殖に関する課題が幅広く審議されている。
- 性の商品化
売買取、ポルノ、性を強調した広告など、性的な部分だけを切り離し、あたかも商品のような取扱いをすること。
- メディア・リテラシー
メディアからの情報を主体的に解釈し、自らの意思で情報を発信する能力のこと。

基本方針

主要目標(2) 性別による固定的な役割分担意識の解消

性別で男女の役割を固定化することは、一人ひとりが持っている多様な個性と能力を発揮する機会の妨げとなります。そのため、性別による固定的な役割分担意識を解消し、男女共同参画社会への理解を深め、定着させるための取組として、男女共同参画の視点に立った社会通念・慣行の普及啓発を進め、男女共同参画に関する学習機会の提供や、男女の自立を支える生活能力の向上に向けた支援を長期的かつ継続的に実施します。

現状と課題

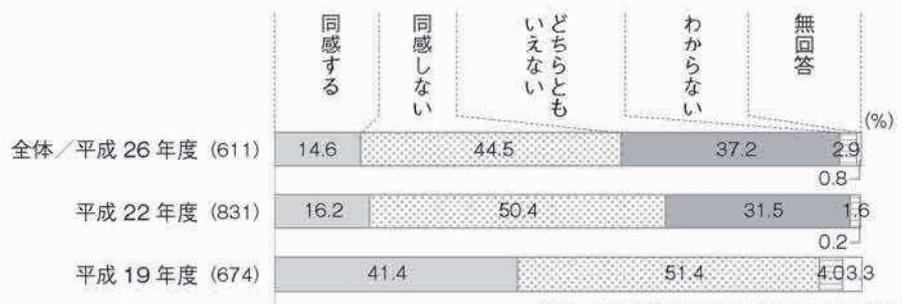
これまで、社会の制度・慣行における性別による固定的な役割分担意識を解消するために様々な取組が進められてきましたが、市民意識調査では、「『男は仕事、女は家庭』という性別による固定的な役割分担意識に同感しない人の割合」は44.5%と、前回調査（平成22年度50.4%）に比べて数値が減少しています。また、「同感する理由」については、「役割分担をした方が効率が良いと思うから」が50.6%、次に「子どもの成長にとって良いと思うから」が39.3%、となっており、性別による固定的な役割分担意識に捉われた考え方がいまだに根強く残っており、役割分担意識を解消する難しさを示しています。しかし、こうした考え方は、一人ひとりが持つ多様な個性と能力を発揮する機会の妨げとなり、また、人口減少と少子高齢化が進み、労働力人口の減少の危機が中長期的に見込まれる中、「我が国最大の潜在力」とされる女性労働力への期待が高まる社会情勢にとっても、今後、大きな損失となることは明らかです。そのため、性別による固定的な役割分担意識を解消し、男女共同参画社会に対する理解を深め、定着させるための取組として、男女共同参画の視点に立った社会通念・慣行の普及啓発や学習機会の提供を長期的かつ継続的に進める必要があります。

関連データ

性別による固定的な役割分担意識について、「同感しない」は44.5%となっており、前年調査（平成22年度 50.4%）に比べ、減少しています。しかし、「同感する」についても、前回調査（平成22年度16.2%）に比べて、減少しています。

性別による固定的な役割分担意識に同感する理由として、「役割分担をした方が効率が良いと思うから」50.6%、「子どもの成長にとって良いと思うから」39.3%、「個人的にそうありたいと思うから」25.8%の順にあげられています。

「男は仕事、女は家庭」という性別による固定的な役割分担意識（推移）



資料：平成26年度和光市男女共同参画市民意識調査

性別による固定的な役割分担意識に同感する理由



資料：平成26年度和光市男女共同参画市民意識調査

施策① 男女共同参画の視点に立った社会通念・慣行の普及啓発

施策の内容	主な取組	担当課等
広報やホームページ、啓発資料を通じて、性別による固定的な役割分担意識を解消するための意識啓発を進め、男女共同参画の視点に立った社会通念・慣行の普及啓発を図ります。	I 広報やホームページの活用による情報提供と啓発資料の発行	人権文化課 秘書広報課
	II 性別による固定的な役割分担意識の解消に向けたセミナーの開催	人権文化課

施策② 男女共同参画に関する学習機会の充実

施策の内容	主な取組	担当課等
様々な場面において男女共同参画の視点を取り入れた学習機会を設定します。	男女共同参画の視点に立ったシンポジウム、セミナーの開催	生涯学習課 各公民館

施策③ 男女の自立を支える生活能力の向上

施策の内容	主な取組	担当課等
男女の自立を促進するため、日常生活に必要な生活能力を高めるための支援を行います。	I 家事・育児等に関する情報提供、セミナーの開催	生涯学習課 各公民館 市民活動推進課
	II 男性の家事・育児への参画意識を促すセミナーの開催	こども福祉課 健康支援課 (保健センター)

基本方針

主要目標(3) 男女平等教育の推進

子どもからおとなまで、性別にとらわれずに広い視野を持ちながら、社会のあらゆる分野で個性と能力を十分に発揮できるよう、家庭、学校、地域などで、新しい価値観に触れる教育・学習の機会を推進します。

現状と課題

男女共同参画社会を実現するためには、女性も男性も積極的に男女平等の理念を理解することが不可欠であり、その意味で、家庭、学校、地域等における教育・学習の果たす役割は重要です。

特に、子どもは、成長の過程において、人格を形成し、多様な価値観を習得します。そのため、次代を担う子どもたちが、性を女と男に二分化し、それに自分を順応させようとする中で力を奪われるのではなく、社会的・文化的につくられた性差（ジェンダー）に捉われずに、人間として誇りを抱くことのできる人格の形成を図り、自らの意思によって多様な生き方を選択できるよう、男女が共に自立した一人の人間として尊重されることの大切さや、それぞれが持つ個性や能力が社会で十分に発揮されることの大切さを学ぶための教育・学習の機会を設定することが重要です。市民意識調査の結果では、あらゆる分野における男女の地位の平等感のうち、「男女の地位は平等になっている」と答えた人の割合が最も高かったのが、「学校で」（66.8%）あり、学校における男女平等教育が着実に推進されていることが分かります。

また、その機会を設定する側であるおとなの意識や言動が、子ども的人格や価値観の形成に大きな影響を与えることを十分に踏まえ、教育現場における男女平等教育の推進と指導者の育成を図り、地域においても、男女平等意識が広く浸透するよう、意識啓発や男女平等に関する学習機会を充実させる必要があります。

関連データ

性別による固定的な役割分担意識について、「同感しない」は、中学校50.8%、小学校43.5%となっています。また、一方で、「同感する」は、中学校31.5%、小学校45.9%となっています。

「男は仕事、女は家庭」という性別による固定的な役割分担意識（子ども）



資料：平成26年度和光市男女共同参画市民意識調査

性別による固定的な役割分担意識によるおとなの言動

性別による固定的な役割分担意識に伴うおとなの言動について、「よく言われる」、「ときどき言われる」と答えた子どものうち、「いやな気持ちがあった」と答えたのが、中学校26.2%、小学校33.6%となっています。また、一方で「その通りだと思った」と答えたのは、中学校14.5%、小学校32%となっており、おとなの言動が子どもへ影響を与えている状況が伺えます。



資料：平成26年度和光市男女共同参画市民意識調査

施策① 家庭における男女平等教育の推進

施策の内容	主な取組	担当課等
保護者の男女平等意識を高めるためのセミナーを開催するとともに、条例パンフレットや図書を通じて意識啓発を進めます。	I 保護者を対象としたセミナー等の開催	生涯学習課 こども福祉課 健康支援課 (保健センター)
	II 条例パンフレット等による情報提供と意識啓発	人権文化課
	III 男女平等の視点に基づいた図書の提供	図書館 各公民館 こども福祉課 人権文化課

施策② 学校・保育園・幼稚園における男女平等教育の推進

施策の内容	主な取組	担当課等
学校・保育園・幼稚園における男女平等教育を推進します。また、無意識のうちにジェンダーにとらわれた指導等が行われないよう、研修等を通じて指導者の意識向上を図ります。	I 男女共同参画に関するチラシの配布やポスター掲示等による学校・保育園・幼稚園への男女平等教育の普及	人権文化課 学校教育課 こども福祉課
	II 教育現場に応じた混合名簿の推進	学校教育課 各保育園
	III 男女平等の視点に基づいた図書の選定	学校教育課 各保育園
	IV 幼保小連絡協議会議を通じた、教育指導の推進	学校教育課 こども福祉課 各保育園
	V 児童、生徒の発達に応じた性教育の推進	学校教育課
	VI PTA・保護者会等への男女平等意識の啓発	人権文化課 学校教育課
	VII 男女平等に関する学習内容や指導方法を充実させるための調査・研究の推進	学校教育課 各保育園
	VIII 教員、保育士等への男女平等研修の実施	人権文化課 学校教育課 こども福祉課 各保育園
	IX 小学校・中学校における管理職教員数の男女差の解消に向けた検討	学校教育課

施策③ 地域における男女平等教育の推進

施策の内容	主な取組	担当課等
男女がともに地域に参画するために必要な知識や技術を学ぶための学習機会を提供します。	I 男女がともに地域に参画するために必要な学習機会の提供	生涯学習課 各公民館
	II 放課後こども教室における男女共同参画の視点に立った学習機会の提供	生涯学習課

基本方針 主要目標(1) 暴力の根絶に向けた意識の浸透

ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメント、児童虐待などの暴力の根絶は、男女共同参画社会を実現する上で克服すべき重要な課題です。そのため、これら暴力を未然に防ぐための基盤として、暴力を絶対に許さないという意識を地域に浸透させます。

現状と課題

あらゆる暴力は人権侵害行為であり、決して許されるものではありません。DVやセクシュアル・ハラスメント、児童虐待、性暴力、ストーカー等の暴力は、個人的な問題や家庭内の問題とされていました。DVの背景には、性別による固定的な役割分担意識や女性は社会性に乏しく理性的でないなどの固定観念が男女差別を生み、女性への暴力支配を正当化する男性優位の社会構造へと繋がります。

「DV防止法」が制定後、DVが犯罪であることが明確となり、DVという言葉も社会へ浸透してきましたが、市民意識調査では、配偶者や恋人間で起こるDVに対する意識として、身体に対する行為（身体的暴力）のほか精神的暴力、性的暴力、経済的暴力については、「暴力の場合とそうでない場合がある」、又は「暴力にあたるとは思わない」との回答が1割程度あり、これらの行為を暴力として認識していないことが被害の潜在化と深刻化を招いています。また、DVの現場を子どもに見せることは、児童虐待にあたり、DV家庭における子どもへの身体的、性的虐待の発生率が高まるとされています。

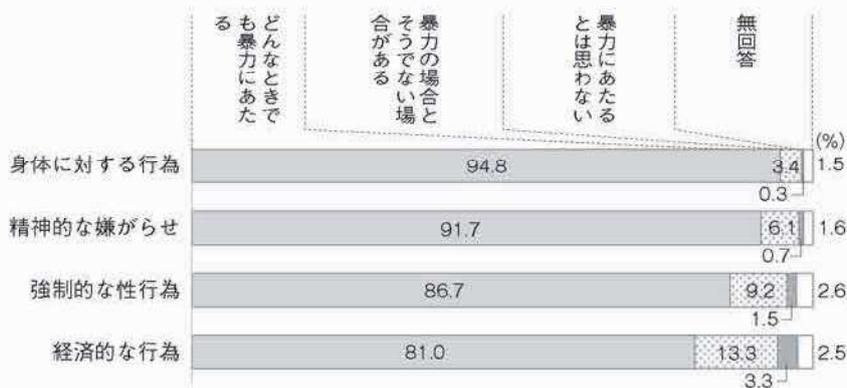
近年、配偶者（事実婚、元配偶者含）以外の生活の本拠を共にする交際相手からの暴力が増加していることから、平成26年1月に「DV防止法」の一部改正法が施行され、同居中または同居していた交際相手からの暴力及び被害者についても適用されることとなりました。しかし、同居していない場合は依然対象外であり、若者の間に見られる「デートDV」被害者の保護が大きな課題となっていることから、若年層への意識啓発と若年層を対象とする予防啓発の推進が必要です。

その他、社会構造の複雑化や性別による固定的な役割分担意識などが引き金となる、性的な嫌がらせや性的言動（セクハラ）、性的少数者（LGBT等）への人権侵害、職場内の上下関係を不当に利用した嫌がらせ（パワハラ）、妊娠・出産・育休などの理由による解雇・降格などの不利益な取扱い（マタハラ）による被害も発生しています。そのため、「どんな理由があっても暴力はしてはいけない、許されない」と一人ひとりがしっかりと意識を持つことがあらゆる暴力をなくしていく近道です。そのため、地域にこれら暴力を絶対に許さないという意識を徹底させ、加害者にも被害者にもならないための意識づくりが必要です。

関連データ

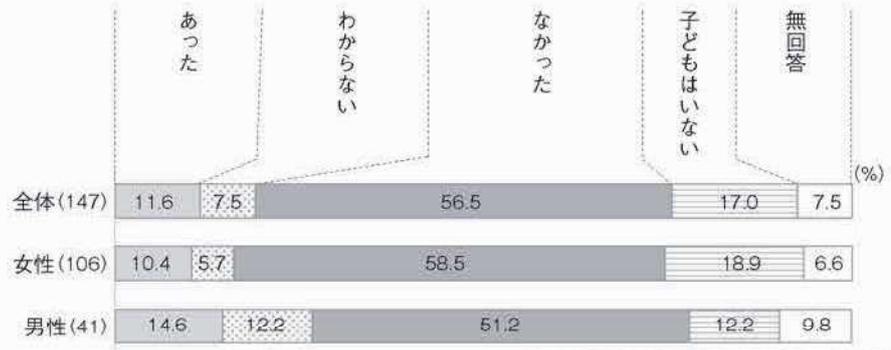
配偶者や恋人間におけるDVに対する認識として、「身体に対する行為」では3.7%、「精神的な嫌がらせ」は6.8%、「強制的な性行為」は10.7%、「経済的な行為」は16.6%の人がこれらの行為を暴力として認識していません。

配偶者や恋人間におけるDVに対する認識



資料：平成26年度和光市男女共同参画市民意識調査

子どもへの行為



資料：平成26年度和光市男女共同参画市民意識調査

加害者が子どもに対しても同様な行為をしたかどうかについては、「あった」は11.6%、「わからない」は7.5%となっており、DV家庭における子どもへの虐待の実態が明らかになっています。

施策① DV・セクハラ等防止のための意識啓発（重点課題）

施策の内容	主な取組	担当課等
DV やセクハラ等を防止するため、DV やセクハラ等を絶対に許さないという意識を浸透させます。	I DV やセクハラ等防止に向けたシンポジウム、セミナー、広報、ホームページ、ポスター等による市民・団体・市内事業所への啓発	人権文化課 生涯学習課 産業支援課 各公民館
	II DV やセクハラ等防止に向けた職員への研修や啓発	人権文化課 職員課
	III 若年者に対するデートDV 防止セミナーの開催と関連資料の配布による啓発	人権文化課 学校教育課

施策② 児童虐待防止のための意識啓発（重点課題）

施策の内容	主な取組	担当課等
児童虐待を防止するため、児童虐待を絶対に許さないという意識を浸透させます。	I 広報、ホームページ、ポスター等を通じた市民・団体への啓発	こども福祉課
	II 児童虐待防止に向けたシンポジウムやセミナーの開催及び開催支援	こども福祉課
	III 「子どもの権利条例」制定の検討	こども福祉課

用語解説

○デートDV

交際中の相手から受ける暴力のこと。身体的暴力のみならず、言葉や態度、携帯電話を勝手に見る、友人とのつき合いや行動を制限するなどの束縛や、相手の人格や意見を尊重せずに、自分の考えや価値観を一方的に押しつけること。

○性的少数者（LGBT等）

何らかの意味で性別のあり方が非典型的な人のこと。LGBT（レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル（両性愛）、トランスジェンダー（心と体の性が一致しない人））や、自分を男女どちらとも思わないXジェンダー、誰にも性的感情が向かないアセクシュアルなどを含む。

○パワーハラ

パワーハラスメントの略、同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的、身体的苦痛を与える又職場環境を悪化させる行為のこと。

○マタハラ

マタニティー・ハラスメントの略で、働く女性が妊娠・出産をきっかけに職場で精神的・肉体的な嫌がらせを受けたり、妊娠・出産を理由とした解雇や雇い止めで不利益を与える行為のこと。

基本方針 主要目標(2) 相談窓口の充実と周知

ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメント、児童虐待は、外部からの発見が困難な場で行われる場合が多く、潜在化しやすいため、被害が深刻化する前に被害を早期発見し、未然に防止することが重要です。そのため、被害者が安心して相談できるよう、相談窓口の充実を図り、また、被害者へ必要な情報が十分に届くよう、きめ細かい情報提供に努めます。

現状と課題

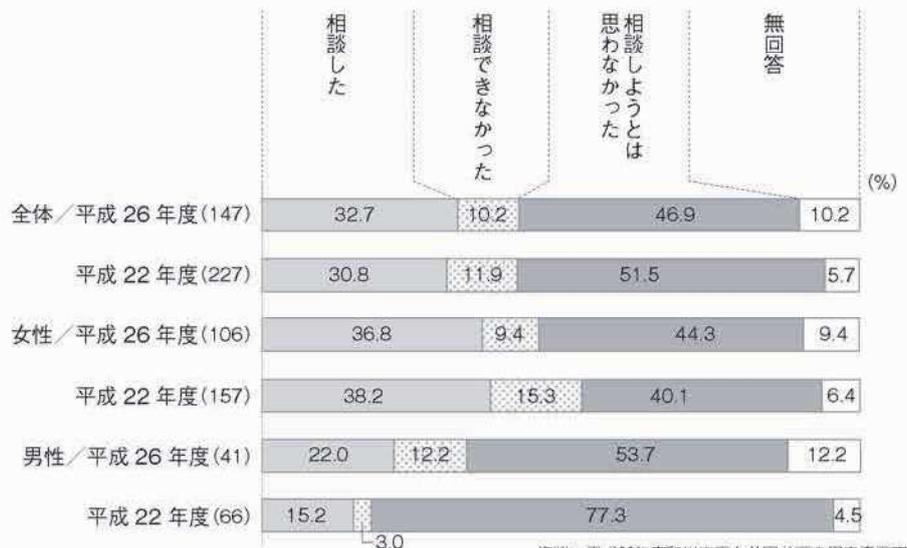
DVは、親しい間柄で発生することが多く、被害が潜在化し、外部からの発見が困難な場で長期にわたって暴力をふるわれることにより、被害者は、心身ともに疲れ果て、計り知れないほどの深い傷を負います。さらに、自分が被害者であるという現実を受け入れられずに思い悩み続け、結果、その場から逃げることもできない状況にあります。また、逃げたあとの経済的な自立や環境の変化が子どもに悪影響を及ぼすからとの理由で、逃げ出せない被害者もいます。特に被害者や同伴者が子どもであった場合は、年齢が幼ければ幼いほど、自分の身に何が起きているのかも理解できずに痛みや恐怖を訴えることもできず、深刻な被害を受けていることを、重く受け止める必要があります。また、子どもを含め、高齢者や障害者、外国人においては、それぞれが異なる背景事情や影響を有しているため、暴力の形態や被害者の属性等に応じて対応する必要があります。

そういったことから、被害者を発見しやすい福祉・保健・医療・学校などの関係機関との連携を深め、被害の早期発見と未然防止に努めるとともに、被害者が相談を求めた際には、被害者の置かれた状況を十分に配慮し、意思を尊重しながら、救済へとつなげる相談機能の充実が必要不可欠です。また、潜在化している多くの被害者へ、必要な情報が十分に届くよう、きめ細かい情報提供とDV防止に向けた啓発活動に努めるとともに、被害者の相談、保護、自立支援に至るまでの総合的窓口として各機関との連携を強化していく必要があります。

関連データ

DV被害の相談経験について、「相談した」は32.7%、「相談できなかった」は10.2%、「相談しようと思わなかった」は46.9%となっています。前回調査（平成22年度）では、「相談した」は30.8%、「相談できなかった」は11.9%、「相談しようと思わなかった」は51.5%となっています。比較すると、男性で「相談した」がやや増加し、「相談しようと思わなかった」が減少しています。

DV被害の相談経験（推移）



資料：平成26年度和光市男女共同参画市民意識調査

施策① DV・セクハラに関する相談窓口の充実と周知、被害の早期発見と未然防止(重点課題)

施策の内容	主な取組	担当課等
DV・セクハラに関する相談窓口を充実させ、相談機関を広く周知します。また、地域への情報提供を通じて、被害の早期発見と未然防止に努めます。	I 女性相談の充実と周知	市民活動推進課
	II 男女共同参画苦情処理相談の窓口の周知と活用	人権文化課
	III DV・セクハラに関する外部相談機関の情報提供	人権文化課 市民活動推進課 社会福祉課 福祉政策課 長寿あんしん課 こども福祉課 学校教育課 健康支援課 (保健センター)
	IV セクハラ防止に向けた職場環境の整備、苦情及び相談への対応	職員課
	V わごう版ネウボラ事業(母子保健相談支援事業、産後ケア事業、産前・産後サポート事業)、母子保健事業(乳幼児健康診査、プレパパママ教室、予防接種等)、女性相談等各種相談時における、被害の早期発見と未然防止に向けた対応	人権文化課 市民活動推進課 社会福祉課 福祉政策課 長寿あんしん課 こども福祉課 学校教育課 健康支援課 (保健センター)
	VI 被害の早期発見と未然防止に向けた地域への情報提供	人権文化課

施策② 育児に関する相談窓口の充実と周知、児童虐待の早期発見と未然防止(重点課題)

施策の内容	主な取組	担当課等
育児に関する相談窓口を充実させ、相談機関を広く周知します。また、地域への情報提供を通じて、児童虐待の早期発見と未然防止に努めます。	I 児童虐待防止相談、家庭児童相談の実施	こども福祉課
	II 産前産後ケアセンター等、子育てに関する外部相談機関との連携	こども福祉課 健康支援課 (保健センター)
	III おかあさん相談、すくすく相談、心理相談、電話・来所相談、栄養相談の実施	健康支援課 (保健センター)
	IV わごう版ネウボラ事業(母子保健相談支援事業、産後ケア事業、産前・産後サポート事業)、母子保健事業(乳幼児健康診査、プレパパママ教室、予防接種等)、各種相談時における、虐待早期発見と未然防止に向けた対応	健康支援課 (保健センター) 福祉政策課 こども福祉課 学校教育課 市民活動推進課 社会福祉課 人権文化課
	V 児童虐待の早期発見と未然防止に向けた地域への情報提供やNPOとの連携	こども福祉課

施策③ 関係機関との情報共有（重点課題）

施策の内容	主な取組	担当課等
被害者の早期発見に向けて、関係機関との情報共有を深めます。	I 和光市 DV 対策ネットワーク等による情報共有	人権文化課 市民活動推進課 福祉政策課 社会福祉課 こども福祉課 長寿あんしん課 健康支援課 (保健センター) 学校教育課 情報推進課 その他関係課等
	II 女性相談担当者会議による情報共有	市民活動推進課 その他関係課等
	III 要保護児童対策地域協議会による情報共有	こども福祉課 人権文化課 福祉政策課 社会福祉課 健康支援課 (保健センター) 学校教育課 各保育園 その他関係課等

用語解説

○和光市DV対策ネットワーク

DVの防止並びにその被害者の保護及び自立支援に関する対策について、関係する機関が連携し、総合的に推進する機関のこと。

○わこう版ネウボラ

ネウボラとは、フィンランド語で「アドバイスの場」を意味する支援制度のこと。わこう版ネウボラでは、妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援を行うため、相談支援に個別ケアマネジメントの手法を導入し、保健、医療、福祉が一体的に提供可能な仕組みで、不安な気持ちや悩みを抱え込んでいる方を支え、安心して子育てできるよう支援するための事業を行う。

基本方針

主要目標(3) 被害者支援体制の強化と被害者の自立支援

被害者支援体制を強化し、関係機関と密に連携し、被害者の状況と意思を尊重しながら、被害者及び被害者の同伴者を安全に迅速に保護します。また、被害者の自立に向けて、必要な支援を継続的に行います。

現状と課題

市民意識調査では、配偶者や恋人からのDV被害について、「何らかの行為が何度もあった」と答えた人は5.9%、「何らかの行為が1、2度あった」と答えた人は18.2%、合わせて24.1%の人がDV被害を受けていることが明らかとなり、また、2.8%の人が、命の危険を感じるほどの暴力を受けているという、深刻なDV被害の現状が明らかとなっています。

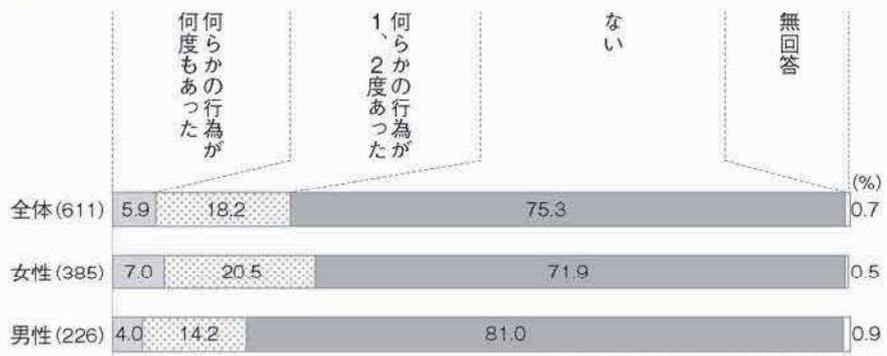
また、平成26年（2014年）に全国の警察が把握したDV相談等の対応件数は6万件近くで過去最悪の数値となっており、警察庁の統計調査（平成26年）においては、配偶者間における犯罪（殺人、傷害、暴行）被害の割合として、殺人58.6%、傷害94.5%、暴行94.0%の被害を女性配偶者が受けていることが明らかになっています。また、内閣府の「女性に対する暴力」に関する調査によると、結婚歴のある女性の約4人に1人は配偶者からDV被害を受けたことがあり、約10人に1人は何度も受けています。また、交際相手がいる女性の約5人に1人が相手からのDV被害を受けています。

そのため、この実態と緊急性を十分に鑑み、被害者やその同伴者を保護するにあたっては、関係機関との連携を密にし、被害者の状況と意思を尊重しながら、安全で迅速な保護を行う必要があります。また、被害者の保護の後も、被害者の親族などへ恐怖や危害を加えたり、被害者の自立が困難なことも多く、被害者への支援にあたっては、住宅の確保や経済面での支援、精神面での支援、同伴者に対する支援、必要に応じた同行支援などきめ細かい対応を行っていくことが重要です。

関連データ

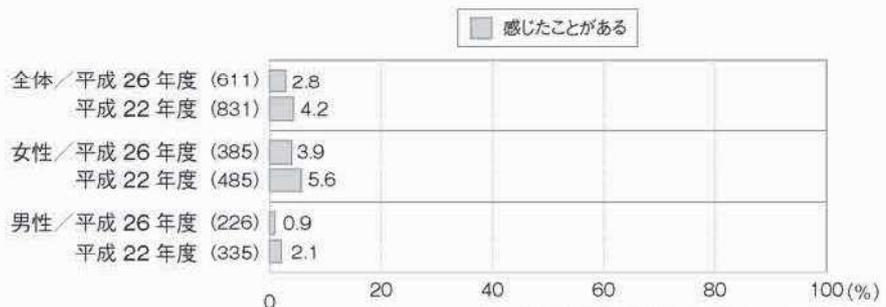
配偶者や恋人からのDVの被害について、「何らかの行為が何度もあった」は5.9%、「何らかの行為が1、2度あった」は18.2%、合わせて24.1%となっています。

配偶者や恋人からのDV被害

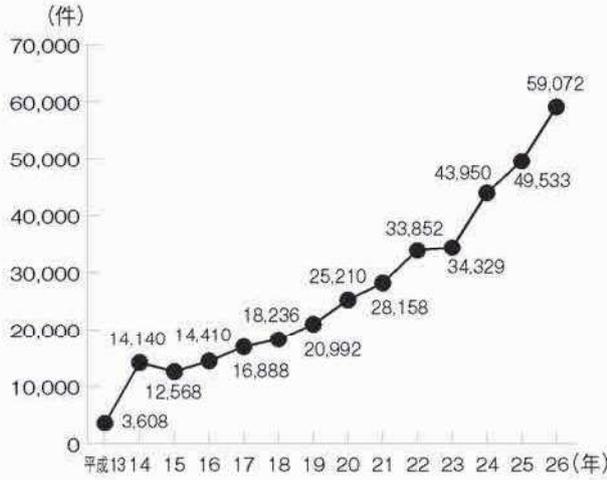


配偶者や恋人からの暴力によって命の危険を感じたことについて、「感じたことがある」は、全体611人のうち2.8%となっており、前年調査4.2%に比べ、減少しています。

命の危険を感じた経験（推移）



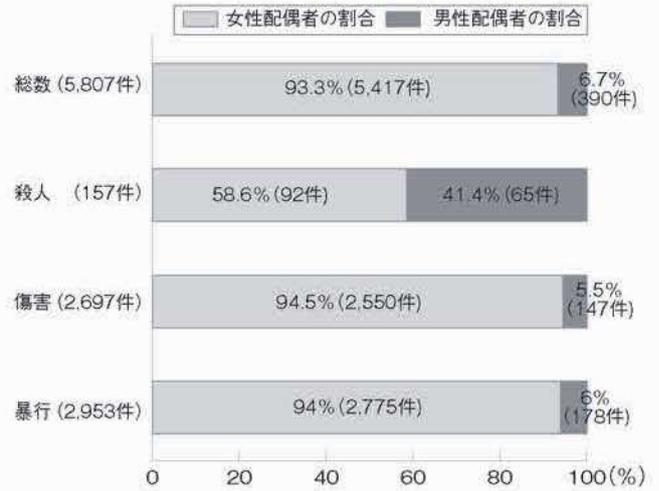
警察における配偶者からの暴力事案等認知件数



(備考) 警視庁資料より作成。

資料：内閣府男女共同参画白書（平成27年版）

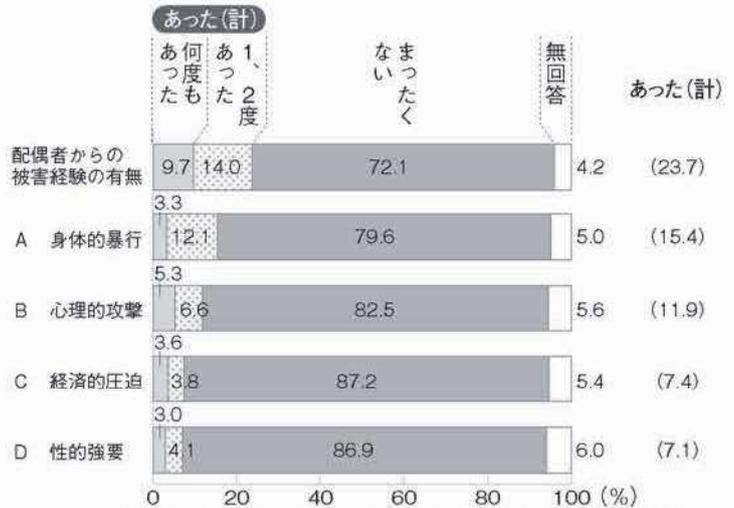
配偶者間(内縁を含む)における犯罪(殺人、傷害、暴行)の被害者の男女別割合(総案件数、平成26年)



(備考) 警視庁資料より作成。

資料：内閣府男女共同参画白書（平成27年版）

配偶者からの被害経験（女性）



資料：内閣府男女共同参画局「男女間における暴力に関する調査」（平成26年度調査）

配偶者からの被害経験があったは23.7%、身体的暴行では15.4%、心理的攻撃では11.9%、経済的圧迫では7.4%、性的強要では7.1%となっている。

第4章

施策① DV被害者の緊急時の安全確保及び一時保護（重点課題）

施策の内容	主な取組	担当課等
被害者を保護する際、被害者の安全確保を最優先し、慎重かつ迅速、適切に対応します。	I 緊急時安全確保及び一時保護	社会福祉課
	II 緊急時避難者宿泊施設の提供	社会福祉課

施策② DV被害者の自立に向けた支援(重点課題)

施策の内容	主な取組	担当課等
被害者の自立に向けて、経済的支援、就労支援、心のケア等を行います。また、被害者が同伴する子どもの就学等に速やかに対応するとともに、学校、保育所等と連携して、子どもの心のケアを行います。さらに、関係課等と連携し、外国人、高齢者、障がい者への配慮及び必要な支援を行います。	I 市役所での手続き支援	人権文化課 その他関係課等
	II 必要に応じた同行支援	社会福祉課 こども福祉課 学校教育課 人権文化課
	III 被害者の心のケア	健康支援課 (保健センター) 市民活動推進課
	IV 同伴者の子どもの就学等への対応と心のケア	こども福祉課 学校教育課 健康支援課 (保健センター)
	V 被害者の自立に向けた経済的支援	社会福祉課
	VI 被害者が安全に安心して生活できる居住確保に向けた支援	社会福祉課
	VII 外国人、高齢者、障がい者への配慮及び支援	人権文化課 長寿あんしん課 社会福祉課
	VIII 被害者の経済的自立に向けたスキルアップセミナーの開催、情報提供	産業支援課 人権文化課

施策③ 支援体制の強化と関係機関との連携(重点課題)

施策の内容	主な取組	担当課等
被害者の安全で迅速な保護と支援に向けて、関係機関との連携を図ります。また、被害者の二次的被害防止のため、DV相談対応マニュアルを充実させます。	I 和光市DV対策ネットワーク等による情報共有と連携	人権文化課 市民活動推進課 社会福祉課 こども福祉課 長寿あんしん課 健康支援課 (保健センター) 学校教育課 市政情報課 その他関係課等
	II 女性相談担当者会議による情報共有と連携	市民活動推進課 その他関係課等
	III DV相談対応マニュアルの充実	人権文化課

基本方針

主要目標(1) 子育てにおける男女共同参画の推進

和光市子ども・子育て支援事業計画と連携し、様々なニーズに対応した子育て支援サービスを充実させます。また、男女が共同して子育てにかかわり、子育ての喜びや楽しさを共に享受できるように、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた意識づくりと地域で子育てを支え合う環境づくりを進めます。

現状と課題

和光市は、30歳代の女性労働力率が低下し、その後上昇する傾向が強いことから、結婚や妊娠、出産、子育て期に就業を中断する女性が多く、また、核家族化などにより、孤立しがちな状況の中で子育てをしている女性が多いことが予想されます。

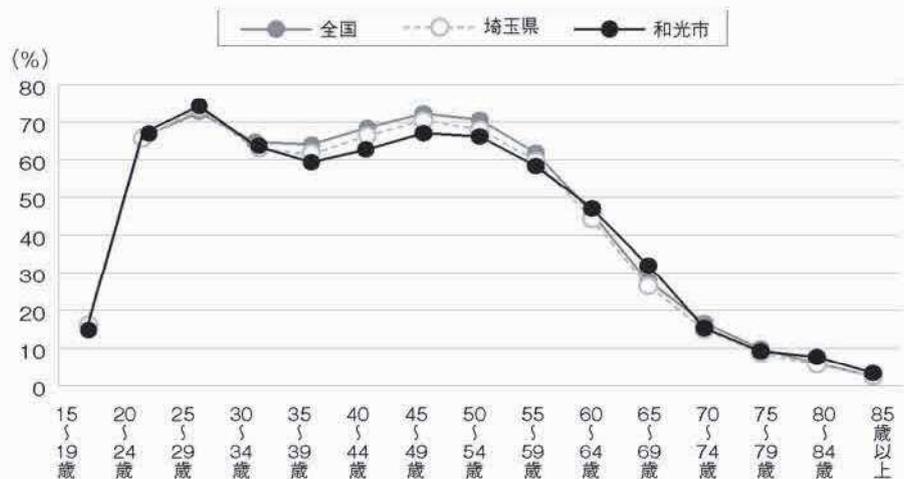
市民意識調査によると、家庭内での役割分担として、子育てを担っているのは、主に女性であることが明らかとなり、また、共働き世帯においても同様の傾向が見られ、仕事と子育てとの両立に困難な状況が見られます。

そのため、子育ての負担感や、仕事と子育てを両立することへの負担感を緩和し、安心して子育てができるよう、様々なニーズに対応した子育て支援サービスを充実させることが重要です。また、女性のみならず、男性も子育てに参画し、子育ての喜びや楽しさを共に享受することができるよう、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた意識づくりと地域で子育てを支え合う環境づくりを進める必要があります。

関連データ

女性の労働力率（15歳以上人口に占める労働力人口（就業者+完全失業者）の割合）は、結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという、いわゆる「M字カーブ」を描くことが知られています。和光市の女性労働力率が30代から50代にかけて全国を下回っている要因のひとつに、若い子育て世代が多いことが考えられます。

平成22年度 女性の年齢別労働力率

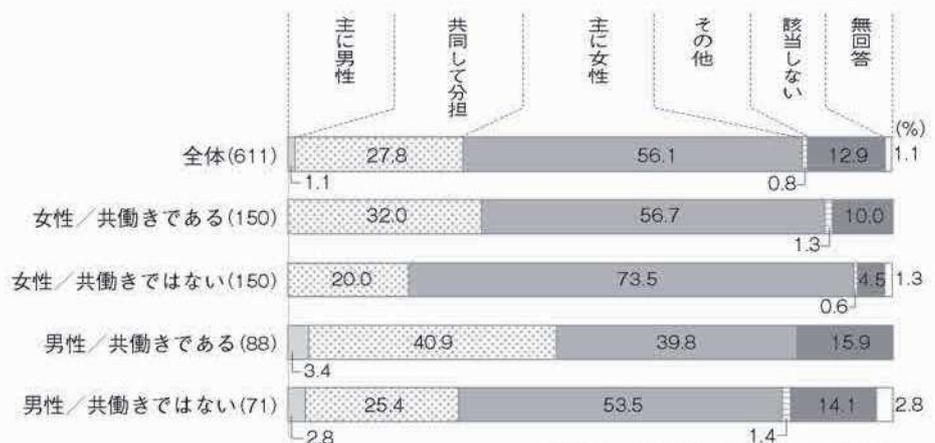


資料：国勢調査

家庭内の役割分担として子育てについては、全体のうち、「主に女性が担っている」と答えたのは56.1%、「共同して分担している」は27.8%となっています。

また、共働き世帯においては、「主に女性が担っている」と答えたのは、共働き女性のうち56.7%、共働き男性のうち39.8%となっており、「共同して分担している」は、共働き女性のうち32.0%、共働き男性のうち40.9%となっています。

家庭内の役割分担（子育て）



資料：平成26年度和光市男女共同参画市民意識調査

施策① 子育て支援サービスの充実（重点課題）

施策の内容	主な取組	担当課等
<p>様々なニーズに対応した子育て支援サービスを実施します。乳幼児期にとどまらず児童、生徒の放課後の健全育成に努めます。また、子育てに関する情報提供の充実に努め、子育てしやすく、安全な公共施設の整備を行います。</p>	I 国基準による保育園待機児童数ゼロを目指す、一時保育等の充実、就労を支援する保育サービスの提供、ひとり親家庭等への支援	こども福祉課 各保育園
	II 保育園入園予約制度の導入	こども福祉課
	III 保育施設・児童センター、学童保育クラブの充実	各保育園 こども福祉課 生涯学習課
	IV 子育て負担軽減のための相談体制の充実	こども福祉課 健康支援課 (保健センター) 学校教育課
	V 子育て負担軽減に向けたリラックスセミナーの開催	こども福祉課 健康支援課 (保健センター) 各公民館 人権文化課
	VI 養育支援家庭訪問の実施	こども福祉課
	VII 地域で子どもを見守る力を促進する観点からの、こんにちは赤ちゃん訪問への市民ボランティアの検討	健康支援課 (保健センター)
	VIII 子育てに関する情報提供の充実	こども福祉課 各保育園 学校教育課 健康支援課 (保健センター)
	IX 既存施設の活用による中・高生等の居場所づくり	こども福祉課
	X 小・中学生の子を持つ親の子育て講座の開催	生涯学習課
	XI 市民向け託児付きセミナーの開催	こども福祉課 その他関係課等
	XII ユニバーサルデザインによる安全性、利便性を考慮した公共施設等の整備	都市整備課 道路安全課 総務課 教育総務課 社会福祉課 こども福祉課 各保育園 各公民館

施策② ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた意識づくり(重点課題)

施策の内容	主な取組	担当課等
男女が共に子育ての喜びと楽しさを享受できるように、ワーク・ライフ・バランスの意義と効果を伝えるためのセミナーや情報提供を行い、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた意識啓発を進めます。	I ワーク・ライフ・バランスの意義と効果 を伝え、理解を深めるためのセミナーの開 催	人権文化課 こども福祉課 職員課 産業支援課
	II 広報・ホームページ等を活用した情報提 供	人権文化課 こども福祉課

施策③ 地域における子育て支援の環境づくり(重点課題)

施策の内容	主な取組	担当課等
子育て家庭が孤立することのないよう、地域で子育てを支え合う環境や、子育てをしている保護者のネットワークづくりを進め、男女双方に行き渡る地域の子育てサポート力を向上します。	I ファミリー・サポート・センター事業の 実施	こども福祉課
	II 託児ボランティア制度の検討	こども福祉課
	III 子育てについての相談・情報提供、子育 て中の親子の交流の場として、子育て世代 包括支援センター事業の実施	こども福祉課
	IV 子育て仲間づくりへの支援	こども福祉課
	V 次代の親の育成に向けた啓発	こども福祉課 学校教育課

用語 解説

○ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)

国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できるようにすること。

○国基準による待機児童数ゼロ

家庭保育室などに入所中であり、希望する保育園において入園待機中となっている児童数を除いた上での待機児童数ゼロのこと。

○保育園入園予約制度

入園希望の早期把握に努め、年度途中に産後休暇や育児休業から職場復帰できるように、受け入れ先を確保する制度のこと。

○養育支援家庭訪問

子育ての支援が必要でありながら、支援サービスを求めることが困難な世帯に、訪問支援員を派遣し、育児、家事等の援助や育児相談を行い、家庭での安定した児童の養育等を支援すること。

○ユニバーサルデザイン

すべての人が快適に利用できるように建築物、生活空間などをデザインすること。

○ファミリー・サポート・センター

育児の援助を受けたい人と育児の援助を提供できる人が会員になって、地域に密着した助け合いのシステムのこと。

○託児ボランティア制度

学校や幼稚園での行事実施時に託児ボランティアを施設に派遣し、託児を行う制度のこと。

基本方針 主要目標(2) 働く場における男女共同参画の推進

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）や男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、ワーク・ライフ・バランスの周知を図り、男女が共に安心して働ける職場づくりを推進します。また、結婚、妊娠、出産、育児等で離職した女性の起業・再就職への支援を図るとともに、女性の再雇用及び指導的立場への登用を促進します。
（和光市推進計画）

現状と課題

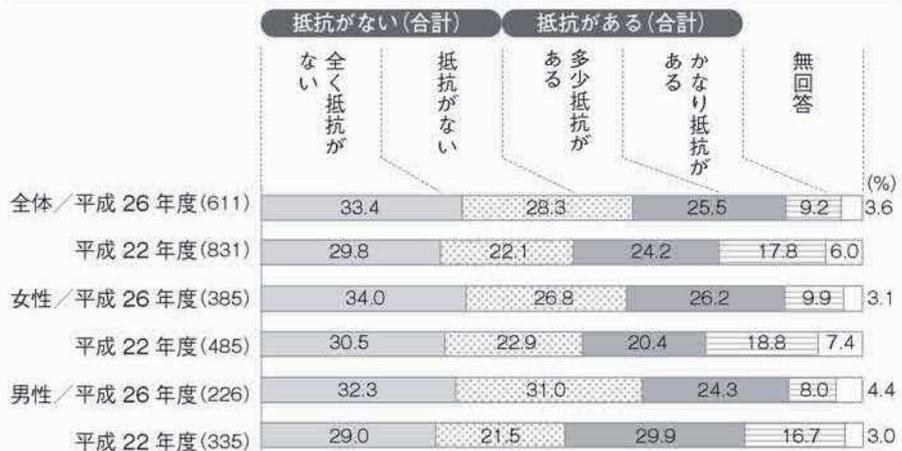
総務省「人口推計」によると、少子高齢化の進展と人口減少社会の到来により、生産年齢人口の割合は2013年が62.1%、2060年には50.9%になると予想されています。そのため、平成27年6月に閣議決定された「日本再興戦略」改訂2015では、「未来投資による生産性革命を実現」するため、女性、高齢者、外国人材といった潜在力を活用して、労働力人口を増加させようとしています。特に、「我が国最大の潜在力」である女性の労働力に益々期待が高まっています。一方、女性の労働力率は、結婚・出産・子育て期にあたる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという、いわゆるM字カーブを描くことが知られています。これは、女性が仕事か家庭かという選択を迫られている状況が反映されており、一旦仕事を辞めると正規雇用に戻ることが難しいにもかかわらず、結婚・出産・子育てを理由に退職していることを表しています。総務省の労働力調査によると、平成26年の女性の労働力人口は2,824万人、労働力率は49.2%で、M字の底は35歳～39歳で70.8%となっています。また、同調査によると、女性の非労働力人口2,908万人のうち約303万人が就業を希望しています。現在求職していない理由として、「出産・育児のため」及び「適当な仕事がありそうにない」がそれぞれ約3分の1ずつを占めています。このような働きたくても働けない女性たちの「潜在的労働力」を確保するには、育児や介護を担いながらも働ける労働環境の整備と、男性が子育てや介護などの家庭生活や地域活動に参画できるよう長時間労働の解消や固定的性別意識の解消が重要です。しかし、女性は仕事に戻ってもパート等の非正規雇用形態が多く、雇用の不安定や低賃金といった問題を生じさせています。女性の生活困難の背景には、こうした雇用による経済格差があることから、働く場における男女の格差の積極的な解消に努め、性別にかかわらず、意欲と能力に応じた均等な機会の提供を図る必要があります。

さらには、働く側、雇用する側双方に対し、女性活躍推進法や男女雇用機会均等法、育児・介護休業法やワーク・ライフ・バランスの必要性の周知とその運用及び活用を促し、職場におけるあらゆるハラスメントを撲滅し、男女が共にいきいきと働ける労働環境の整備に向けた働きかけを行う必要があります。また、女性の参画拡大による成長余力を踏まえ、育児等で職場を離れた女性の起業や再就職を支援し、職業能力開発や相談等を通じた取組を行うとともに、意欲と能力を兼ね備えた女性の再雇用や指導的立場への積極的な登用を目的とした市内事業所等への啓発を行う必要があります。

関連データ

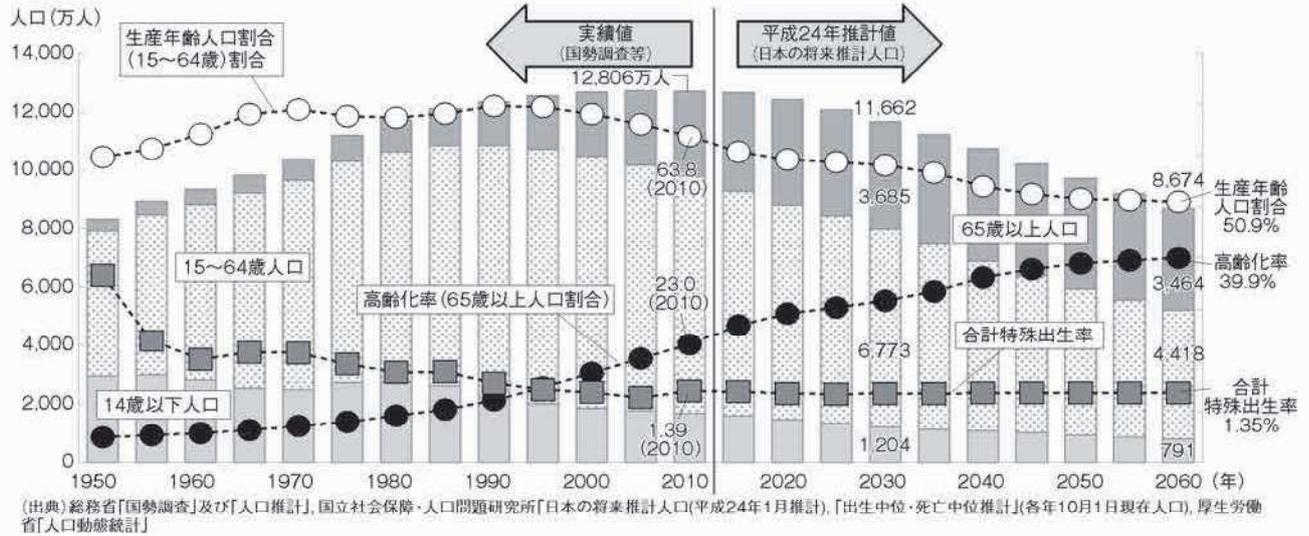
男性の育児休業取得への抵抗感として、「全く抵抗がない」と答えたのは、全体33.4%、女性34.0%、男性32.3%となっており、前回調査（平成22年度の全体29.8%、女性30.5%、男性29.0%）に比べ、増加しています。

男性の育児休業取得への抵抗感（推移）



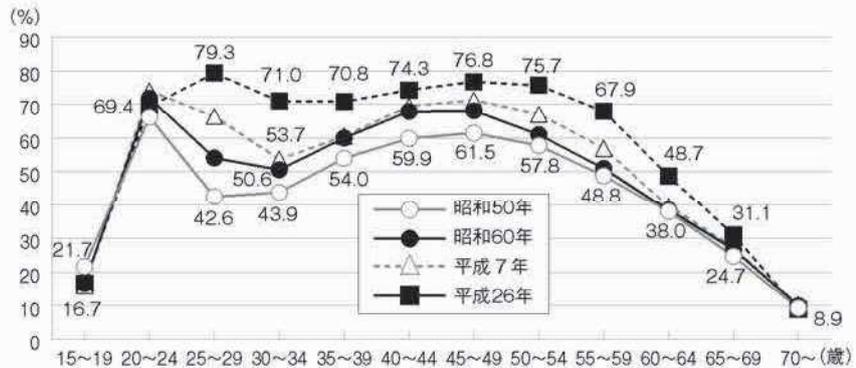
資料：平成26年度和光市男女共同参画市民意識調査

日本の人口推移



女性の労働力率は、結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという、いわゆるM字カーブを描くことが知られています。女性の世代ごとの労働力率を見ると、若い世代ほどM字カーブの2つの山が高くなると同時に谷が浅くなり、かつ谷が右方向にずれています。また、総務省によると、平成26年における女性の非労働力人口2,908万人のうち、303万人が就業を希望しています。就業形態として、7割以上が職員・従業員を希望しています。現在求職していない理由としては、「出産・育児のため」及び「適当な仕事がありそうにない」がそれぞれおよそ3分の1ずつを占めています。

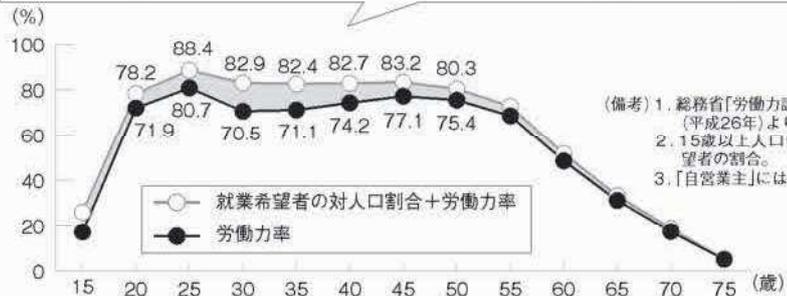
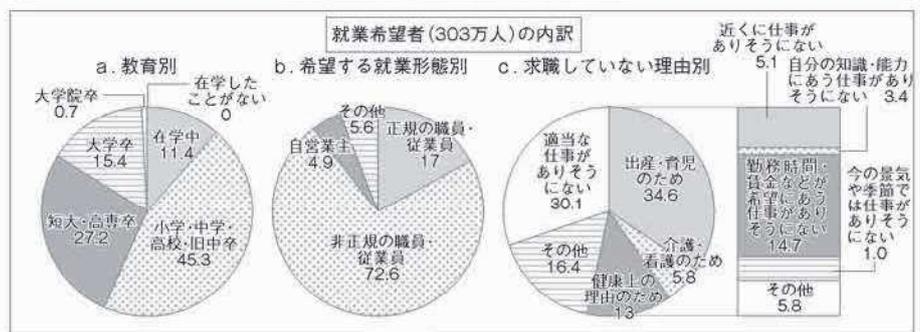
女性の年齢階級別労働力率の推移



(備考) 1. 総務省「労働力調査(基本集計)」より作成。
2. 「労働力率」は、15歳以上人口に占める労働力人口(就業者+完全失業者)の割合。

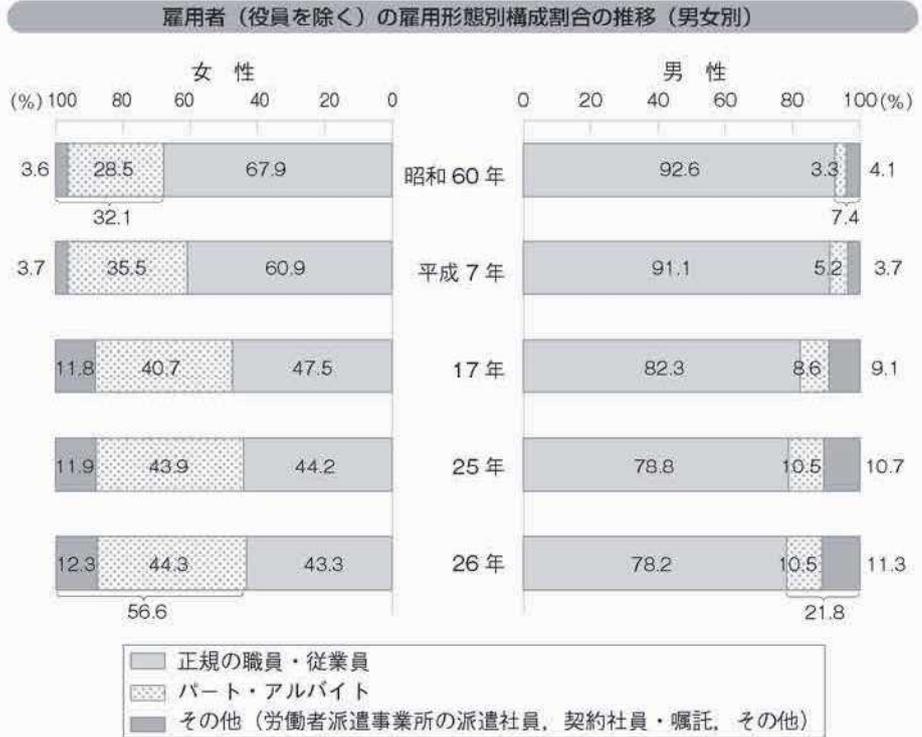
資料：内閣府男女共同参画白書(平成27年版)

女性就業希望者の内訳(平成26年)



資料：内閣府男女共同参画白書(平成27年版)

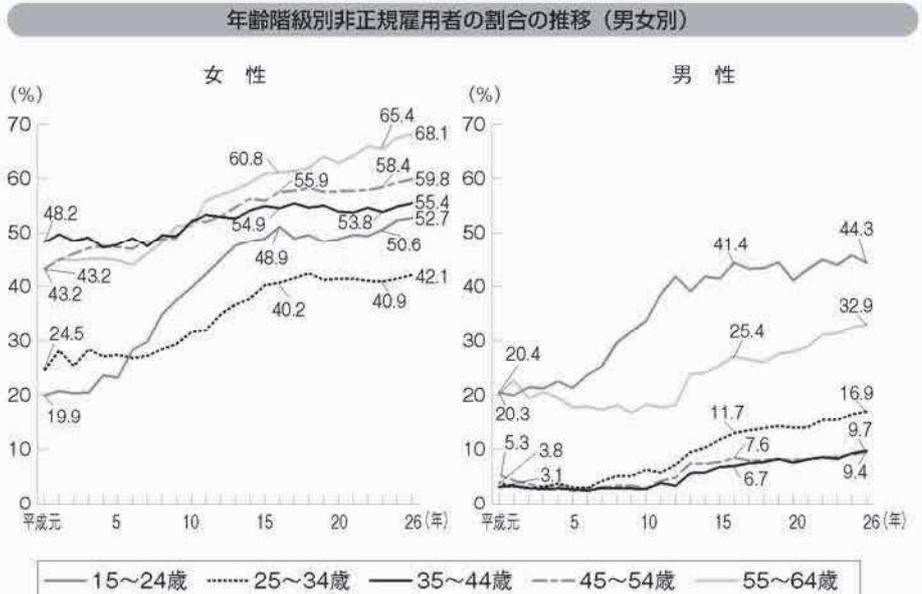
正規の職員・従業員が雇用者全体（役員を除く）に占める割合を男女別に見ると、女性は昭和60年に67.9%でしたが、平成26年には43.3%にまで減少しています。男性についても、昭和60年は92.6%でしたが、平成26年には78.2%に減少しています。男女ともパート・アルバイト等の非正規雇用者の割合は上昇傾向にあり、特に女性はその割合が昭和60年の32.1%から平成26年には56.7%にまで上昇しており、過半数を占めるに至っています。



(備考) 1. 昭和60年と平成7年は、総務庁「労働力調査特別調査」(各年2月)より、17年以降は総務省「労働力調査(詳細集計)」(年平均)より作成。「労働力調査特別調査」と「労働力調査(詳細集計)」とは、調査方法、調査月等が相違することから、時系列比較には注意を要する。
 2. 「正規の職員・従業員」と「非正規の職員・従業員(パート・アルバイト及びその他)」の合計値に対する割合。なお、小数点第二位を四捨五入しているため、内訳の計が100%とならないことがある。

資料：内閣府男女共同参画白書（平成27年版）

男女別・年齢階級別に、平成16年から26年にかけての非正規雇用者の割合の推移を見ると、男性の25～34歳や男女の55歳以上で特に上昇が顕著となっています。また、女性では24年以降、25～34歳を除く全ての年齢階級で非正規雇用者の割合が50%を超えています。



(備考) 1. 平成元年から13年までは総務庁「労働力調査特別調査」(各年2月)より、14年以降は総務省「労働力調査(詳細集計)」(年平均)より作成。「労働力調査特別調査」と「労働力調査(詳細集計)」とは、調査方法、調査月等が相違することから、時系列比較には注意を要する。
 2. 非正規雇用者の割合＝「非正規の職員・従業員」／(「正規の職員・従業員」＋「非正規の職員・従業員」)×100。
 3. 平成23年値は、岩手県、宮城県及び福島県について総務省が補完的に推計した値を用いている。

資料：内閣府男女共同参画白書（平成27年版）

施策① 雇用機会の平等と公平な待遇の実現(重点課題)

施策の内容	主な取組	担当課等
男女共同参画の視点による職場の環境づくりを促進し、性別による不平等な慣行等の見直しを働きかけ、公平な待遇の実現を図ります。	I ポスター・チラシ・セミナー等による採用や労働賃金等男女格差の是正の啓発、労働条件等の改善の啓発、ワークシェアリング制度の普及、積極的改善措置の普及	産業支援課
	II 家族農業経営協定の普及推進	産業支援課
	III ポスター・チラシ・セミナー等による非正規雇用者へのワークシェアリング制度などの各種制度や法律の周知	産業支援課

施策② 育児・介護休業の法律・制度の周知や取得の促進(重点課題)

施策の内容	主な取組	担当課等
男性の育児・介護休業の取得の促進を図るため、市内事業所への働きかけを行います。また、育児や介護等を理由とした離職に対する再雇用制度の導入を促し、家庭と仕事の両立を進めます。	I 育児・介護休業法等の周知や、男性の育児休業取得の促進、再雇用制度の普及	職員課 産業支援課
	II 100名以下の事業所に対する、一般事業主行動計画の策定の促進	こども福祉課 産業支援課

施策③ ワーク・ライフ・バランスへの理解と実践の促進(重点課題)

施策の内容	主な取組	担当課等
ワーク・ライフ・バランスへの理解を深めるための啓発を行い、その実践を促します。	I ワーク・ライフ・バランスの実現に向けたシンポジウム・セミナーの開催、広報やホームページ等による情報提供	人権文化課 産業支援課
	II 市男性職員の育児休業取得促進	職員課
	III 男性教員の育児休業の取得促進	学校教育課

施策④ 女性の起業・再就職への支援(重点課題)

施策の内容	主な取組	担当課等
就労に関する情報や相談を充実させ、女性が自分らしく能力を十分に発揮できるよう、起業や再就職の支援を進めるとともに多様な働き方を支援します。	I ポスター・チラシ・市HP・シンポジウム等による就労、多様な働き方に関する情報提供と意識啓発	産業支援課
	II 就労に関する相談体制の充実と職業能力開発講座等による情報提供	産業支援課
	III 女性を雇用しやすい環境づくりにむけた支援	産業支援課
	IV 女性の再就職、起業支援のためのセミナー開催や情報提供	人権文化課

施策⑤ 指導的立場への女性の参画促進（重点課題）

施策の内容	主な取組	担当課等
意欲と能力を兼ね備えた女性の積極採用や再雇用及び指導的立場への積極登用を促します。	I 市内事業所等へのポスター・チラシ・ホームページ、広報による啓発	人権文化課 産業支援課
	II 300名以下の事業所に対する、一般事業主行動計画の策定の促進	人権文化課 産業支援課

用語解説

- 労働力人口
就業者と完全失業者を合わせたもの
- 労働力率
15歳以上人口に占める労働力人口の割合
- 貧困率
どれくらいの割合の人が貧困状態にあるのかを表す数値のこと。相対的貧困率は、国民の所得の中央値（所得の低い額から順番に並べたときにちょうど真ん中の額）の半分未満の所得しかない人々の割合を示すもの。
- 積極的改善措置
様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供すること。
- ワークシェアリング制度
個々人の労働時間を短縮したり、仕事を分け合うことによって雇用を維持・拡大する制度のこと。
- 一般事業主行動計画
従業員の仕事と子育ての両立を支援するための計画のこと。

基本方針 主要目標(3) 生涯を通じた生と性の健康支援

男女が共に自立した生活を送り、社会のあらゆる分野で能力を発揮するためには、心とからだの健康の保持が欠かせません。そのため、各ライフステージに応じた健康支援や相談、各種健（検）診等の充実を図り、生涯を通じた生と性の健康支援を進めます。高齢者はもちろん、若い世代の健康支援も進めます。

現状と課題

男女がそれぞれもつ身体的な特性を正しく理解し、健康の維持や疾病対策を行い、相手を思いやる姿勢は、男女共同参画社会の実現に不可欠な要素です。近年において、HIV／エイズや、子宮頸がんの原因となるHPV（ヒトパピローマウイルス）への感染をはじめとする性感染症、身体と精神の健康を蝕む薬物乱用、さらには心の健康などの問題が増加し、生涯を通じた生と性をめぐる様々な健康支援の必要性が高まっています。厚生労働省エイズ動向委員会「エイズ発生動向年報」によると、平成26年に報告されたHIV感染者数は1,091件となり、累積件数は1万6,903件で、そのうち日本国籍男性が959件と大半を占めています。

女性は、妊娠や出産の可能性がある、男性とは異なった健康上の様々な問題に直面するため、生涯にわたる女性特有の健康に配慮し、性に関する相談や性感染症等への対策など、性と生殖に関わる取組が必要です。

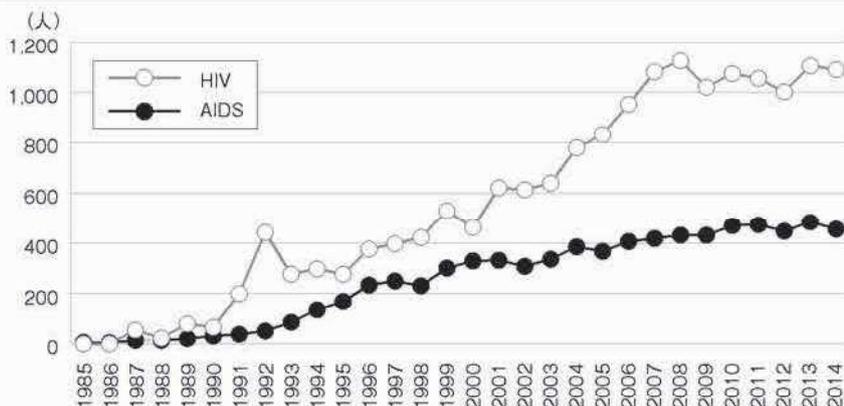
市民意識調査では、性感染症の予防方法について知っていると答えた人の割合は、81.2%となっており、前回調査（平成22度）82.7%とほぼ変わらない状況になっているため、性感染症予防法等に関する継続的な啓発が必要です。

また、男女が共に健康を享受し、心身ともにいきいきと暮らすためには、小児期から高齢期にわたる生活習慣病や各ライフステージに応じた健康支援、相談、各種健（検）診等を充実させる必要があります。さらには、本格的な超高齢化社会を迎える中で、高齢者が社会を支える一員として自立した生活を送ることは、男女共同参画社会を実現する上で重要であることから、「和光市長寿あんしんプラン」や「和光市地域福祉計画」との連携のもと、高齢期における健康づくりの普及を進める必要があります。

関連データ

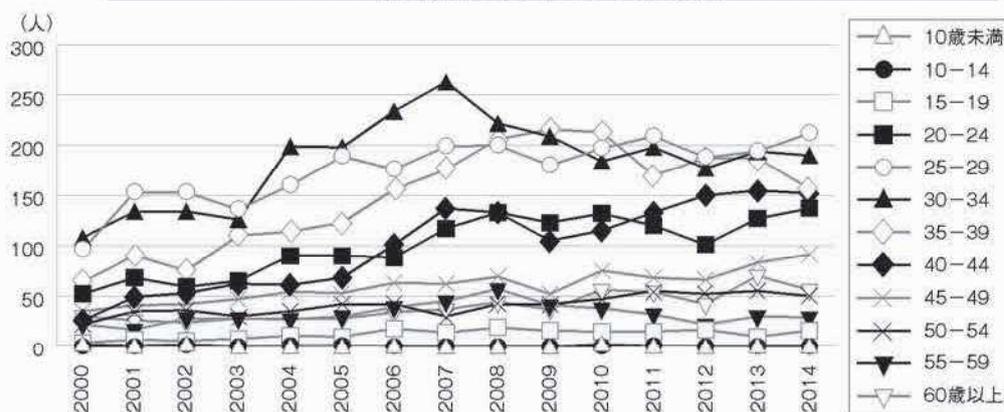
厚生労働省エイズ動向委員会によると、HIV感染者の報告数は、近年増加を続けており、平成20年に過去最高の数となりました。特に男性の20歳代で多くなっています。

新規HIV感染者およびAIDS患者報告数の年次推移



資料：厚生労働省エイズ動向委員会（平成26年）

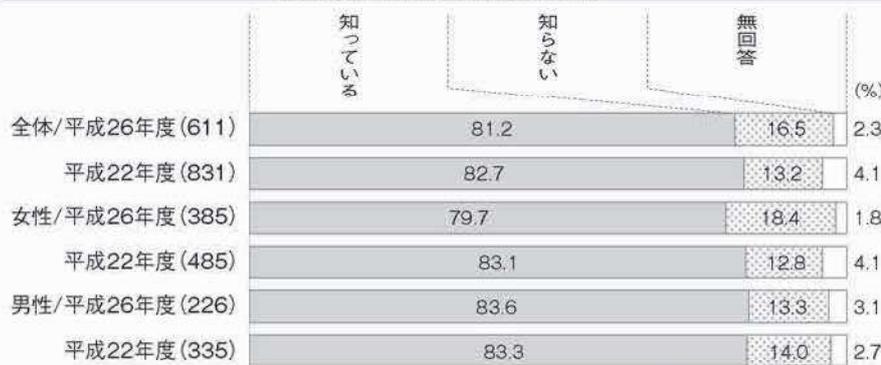
年齢階級別年次推移（HIV感染者）



資料：厚生労働省エイズ動向委員会（平成26年）をもとに作成

性感染症の予防方法について、「知っている」が81.2%となっており、前回調査（平成22年度）82.7%に比べて、ほぼ横ばいとなっています。

性感染症予防方法の認知度（推移）



資料：平成26年度和光市男女共同参画市民意識調査

施策① 性と生殖に関する健康支援

施策の内容	主な取組	担当課等
性に関する相談や性教育、HIV／エイズ等の性感染症への対策など、性と生殖に関わる様々な健康支援を行うとともに、性感染症への正しい知識の普及を図り、二次感染の防止に努めます。また、性的指向（異性愛・同性愛・両性愛）に関して困難を抱えている場合や、性同一性障害などを有する方々への支援を進めます。さらには、安心して安全な妊娠・出産、生涯にわたる女性特有の健康問題（更年期、骨そしょう症対策等）に対して必要な支援を進めます。	I 女性相談の充実	市民活動推進課
	II 広報、ホームページによるHIV／エイズ等性感染症についての情報提供	健康支援課 (保健センター)
	III 思春期を対象とした性教育の実施や相談体制の充実	学校教育課 健康支援課 (保健センター)
	IV 電話相談・保健指導などHIV／エイズ等への対応	健康支援課 (保健センター)
	V 性的指向（異性愛・同性愛・両性愛）に関して困難を抱えている場合や、性同一性障害などを有する方々への配慮及び支援	健康支援課 (保健センター) 学校教育課
	VI 女性の性と生殖に関するセミナーの開催と情報提供	健康支援課 (保健センター) 人権文化課
	VII 乳幼児健診、妊産婦・新生児訪問など母子に関わる保健福祉の充実	健康支援課 (保健センター)
	VIII 産前産後ケアセンターとの連携	健康支援課 (保健センター) こども福祉課
	IX 女性がん検診の充実と受診体制の整備	健康支援課 (保健センター)
	X 更年期・骨そしょう症対策を含めた保健指導の充実	健康支援課 (保健センター)

施策② 心とからだの健康支援

施策の内容	主な取組	担当課等
男女が心身ともに健康で活力ある生活を形成するために、年齢・性別による身体的な問題に対し、各種健（検）診の受診率の向上や保健・医療機関との連携のもと、対策・支援を進めます。また、健康等に関する相談の充実に努め、健康増進・スポーツ、レクリエーション活動を推進します。さらには、薬物乱用が心と体にもたらす影響を広く周知し、防止へとつなげます。	I 受診しやすい工夫を検討するなど、各種健（検）診の充実	健康支援課 （保健センター）
	II 健（検）診・相談等による生活習慣病予防への対応	健康支援課 （保健センター）
	III 心身ともに健康に過ごすための市民向け出前の講座の開催	生涯学習課 健康支援課 （保健センター）
	IV 男女ともに参加しやすい工夫をするなど健康増進及びスポーツ、レクリエーション活動の充実	スポーツ青少年課 健康支援課 （保健センター）
	V ポスター・パンフレットによる薬物乱用防止策の啓発強化	健康支援課 （保健センター） 学校教育課

施策③ 高齢期における健康支援

施策の内容	主な取組	担当課等
高齢期にある男女が健康に暮らせるよう、健康づくりの普及と高齢者支援の充実に図ります。	I セミナーや相談等による高齢期における健康づくりの普及	長寿あんしん課 社会福祉課 健康支援課 （保健センター）
	II 長寿あんしんプランや地域福祉計画との連携による高齢者支援の充実	長寿あんしん課 社会福祉課

用語解説

- HIV（エイズウイルス）
感染すると免疫不全をきたし、エイズを発症させるウイルスのこと。
- エイズ
HIVが感染して起こる疾患のこと。
- HPV（ヒトパピローマウイルス）
子宮頸がんの原因とされるパピローマウイルス科に属するウイルスのこと。

基本目標 4 男女共同参画によるまちづくりの推進

基本方針

主要目標(1) 政策や方針の立案・決定の場への男女共同参画

社会のあらゆる分野に女性と男性の双方の意見が反映されるよう、市の審議会等における委員の男女比率の均衡を図ります。また、男女共同参画の推進を担う人材の育成に努めるとともに、政策や方針の立案・決定の場への参画意欲の促進を図ります。

現状と課題

男女共同参画社会を実現するためには、男女が対等に政策や方針の立案・決定の場へ参画することが大変重要ですが、我が国の政治・経済・行政・地位等の各分野において、政策や方針決定のできる指導的立場の女性の割合は依然少ないのが現状です。政府は、「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待する。」という目標を掲げているものの、目標値にはまだ遠く、世界と比較してもまだ低い状態にあります。管理的職業従事者に占める女性割合は、日本は、11.3%と意思決定に関わる場に参加する女性があまにも少なく、政策や方針の立案・決定の場における男女共同参画の達成には程遠い状況にあります。

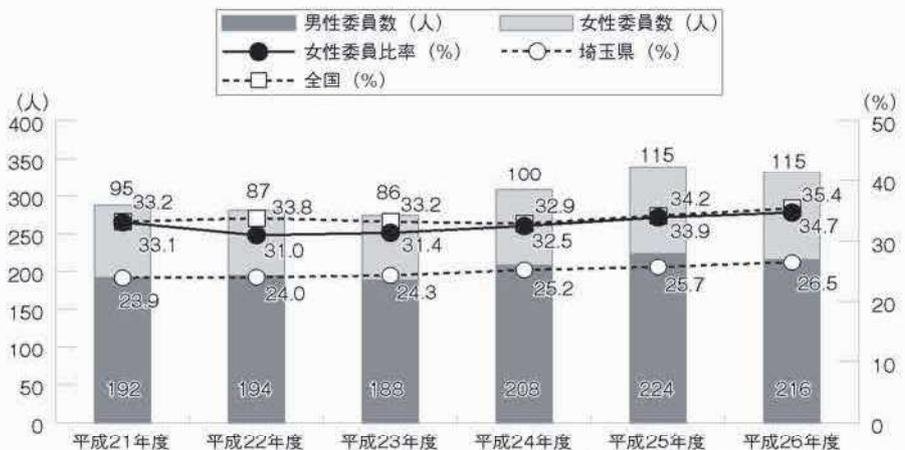
和光市の審議会等における女性委員の比率は、平成26年度で34.7%と、国の35.4%よりも低く、埼玉県との26.5%よりも高くなっています。但し、中には女性委員が1人もいない審議会等もあり、自治会等の役職や行政職員などの政策や方針の立案・決定の場においては、依然として女性が少ない傾向にあり、男女双方の意見が対等に反映されにくい状況が見られます。

そのため、審議会等における委員の男女比率の均衡を図り、男女共同参画の推進を担う人材を育成する必要があります。また、各種講座による意識啓発や情報提供などを進め、政策や方針の立案・決定の場への参画意欲の促進を図ることが重要です。

関連データ

平成27年3月31日現在、審議会等委員総数331人のうち、女性委員は115人で、その割合は34.7%となっており、平成26年の33.9%に比べて増加しています。

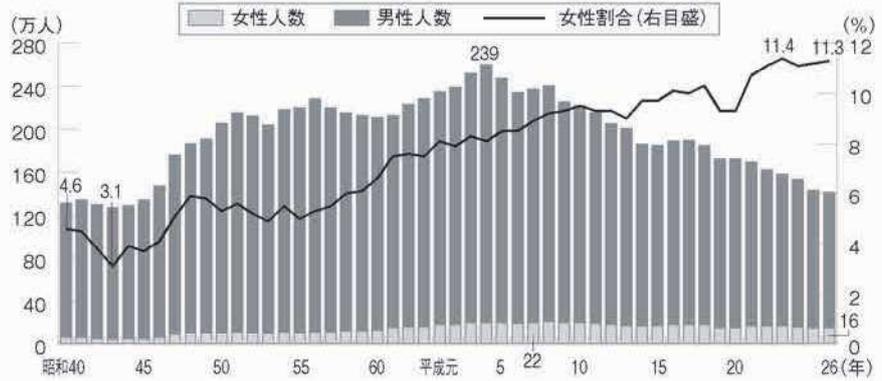
審議会等における委員の状況



資料：平成26年度和光市男女共同参画年次報告

平成26年における女性の管理的職業従事者は16万人で、8年の22万人をピークに緩やかな減少傾向にあります。男性の管理的職業従事者は、5年以降大きく減少していることから、管理的職業従事者に占める女性の割合は、相対的に増加傾向にあり、26年は11.3%となっています。ただし、国際的に見ると、我が国における管理的職業従事者に占める女性の割合は、依然として低い水準にあります。

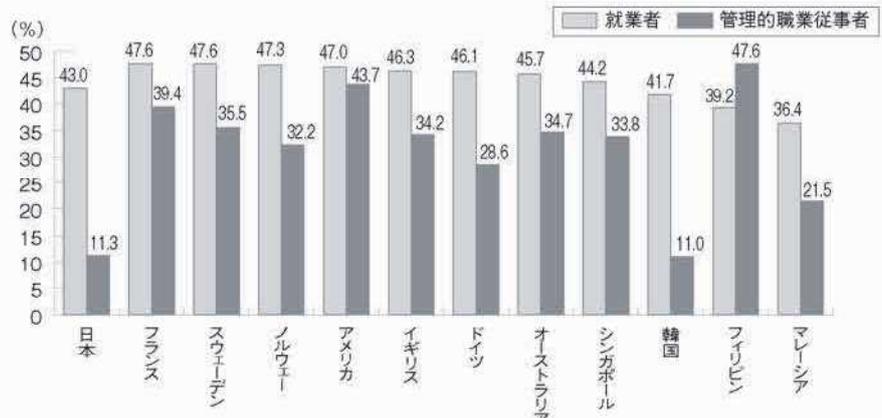
管理的職業従事者数（男女別）及び女性割合の推移（昭和40→平成26年）



- (備考) 1. 総務省「労働力調査(基本集計)」より作成。
 2. 「管理的職業従事者」とは、就業者のうち、会社役員、企業の課長相当職以上、管理的公務員等をいう。
 3. 平成23年調査より21年基準の日本標準職業分類が適用されているため、時系列比較には注意を要する。
 4. 昭和40年から47年までの数値は、沖縄県を除く。
 5. 平成21年から22年までの数値は、時系列接続用数値(21年基準の日本標準職業分類による選及結果)を用いている。
 6. 平成23年値は、総務省が補完的に推計した数値。

資料：内閣府男女共同参画白書（平成27年版）

就業者及び管理的職業従事者に占める女性割合



- (備考) 1. 総務省「労働力調査(基本集計)」(平成26年)、独立行政法人労働政策研究・研修機構「データブック国際労働比較2014」より作成。
 2. 日本は平成26年、その他の国は2012(平成24年)の値。
 3. 総務省「労働力調査」では、「管理的職業従事者」とは、就業者のうち、会社役員、企業の課長相当職以上、管理的公務員等をいう。また、「管理的職業従事者」の定義は国によって異なる。

資料：内閣府男女共同参画白書（平成27年版）

2014（平成26年）年に国連開発計画（UNDP）が発表した「人間開発報告書」によると、日本は、人間開発指数（HDI）が測定可能な185国と地域中17位（前年10位）、新たに導入されたジェンダー開発指数（GDI）は測定可能な148か国中79位となっています。一方、世界経済フォーラムが2014（平成26年）年に発表したジェンダーギャップ指数（GGI）は、測定可能な142か国中104位（前年105位）となっています。

男女共同参画に関する国際的な指数

HDI
 (人間開発指数)
 17位/185か国

2013年

順位	国名	HDI 値
1	ノルウェー	0.944
2	オーストラリア	0.933
3	スイス	0.917
4	オランダ	0.915
5	米国	0.914
6	ドイツ	0.911
7	ニュージーランド	0.91
8	カナダ	0.902
-	-	-
17	日本	0.89

GDI
 (ジェンダー開発指数)
 79位/148か国

2013年

順位	国名	HDI 値
1	スロバキア	1
2	アルゼンチン	1.001
2	ベネズエラ	0.999
4	ハンガリー	0.998
5	ノルウェー	0.997
6	スウェーデン	1.004
7	米国	0.995
-	-	-
79	日本	0.951

GGI
 (ジェンダー・ギャップ指数)
 104位/142か国

2014年

順位	国名	GGI 値
1	アイスランド	0.859
2	フィンランド	0.845
3	ノルウェー	0.837
4	スウェーデン	0.817
5	デンマーク	0.803
6	ニカワグア	0.789
7	ルワンダ	0.785
8	アイルランド	0.785
-	-	-
104	日本	0.658

資料：内閣府男女共同参画局

施策① 審議会等への男女共同参画の促進

施策の内容	主な取組	担当課等
政策や方針の立案・決定の場へ男女双方の意見が反映されるよう、審議会等における委員の男女比率の均衡を図ります。	I 審議会等における委員の男女比率の均衡の促進	人権文化課 政策課
	II 審議会等における委員の男女比率の均衡	関係課等

施策② 男女共同参画の推進を担う人材育成

施策の内容	主な取組	担当課等
専門的知識・技術を持つ女性や積極的に社会へ参画している女性を発掘し、人材活用を図ります。また、政策や方針の立案・決定の場への参画の関心を高めるために必要な情報等を提供します。	I セミナー等における女性の人材育成及び活躍のための情報と学習機会の提供	人権文化課 生涯学習課
	II 登録制による女性人材の把握と活用	人権文化課 職員課 生涯学習課 産業支援課 各公民館
	III 政治や経済等への関心を高めるセミナーの実施及び情報提供	人権文化課 生涯学習課 各公民館

用語解説

- HDI（人間開発指数）
「長寿を全うできる健康的な生活」、「教育」及び「人間らしい生活水準」という人間開発の3つの側面を簡略化した指数のこと。
- GDI（ジェンダー開発指数）
国連開発計画（UNDP）による指数で、人間開発における男女格差を表すもので、男女別の人間開発指数（HDI）の比率で示される。
- GGI（ジェンダー・ギャップ指数）
社会進出における性別格差を測る指数のこと。

基本方針

主要目標(2) 地域における男女共同参画の推進

女性と男性双方の視点がまちづくりに反映されるよう、地域活動等への男女共同参画を推進します。また、男女共同参画の視点を取り入れた、安全・安心なまちづくりを推進します。さらに、科学技術分野をはじめとする専門分野への女性の参画を促進し、和光市らしさをいかにした先進的な取組の方策について検討します。

現状と課題

地域は、最も身近な暮らしの場であり、そこでの男女共同参画の推進は、男女共同参画社会の実現にとって重要な意味を持ちます。昨今においては、一部地域における高齢化が進行し、人間関係の希薄化や単身世帯の増加等の様々な変化により、地域における男女共同参画の推進と地域力の向上が必要不可欠となっています。

市民意識調査では、「地域への行事の参加」について、「主に女性が担っている」と答えた人の割合は39.6%を占め、また、「自治会・PTA活動への参加」においても、「主に女性が担っている」と回答した割合は41.7%を占めており、地域活動の場においても性別による偏りが見られます。そのため、地域における男女共同参画のさらなる推進を図り、多様な人材を活用した地域コミュニティの形成に向けた支援を行う必要があります。

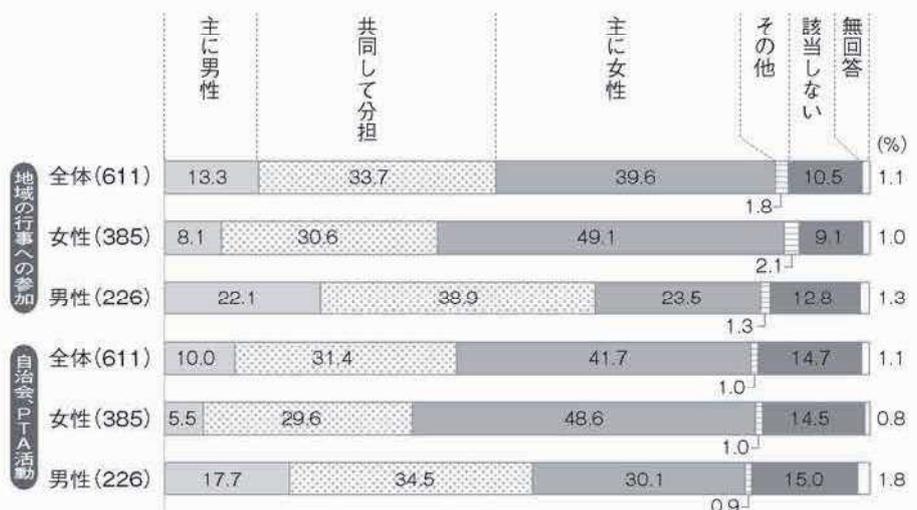
また、地域防災と災害復興の分野では、東日本大震災を含む過去の災害対応における経験から男女共同参画の視点を取り入れた防災・復興体制を確立することが求められています。防災対策の実施のためには、防災担当部局に女性職員を配置し、業務の遂行に男女共同参画の視点を反映させることが必要です。また、東日本大震災発生後、物資の提供、避難所の運営等に関して、男女共同参画の視点から様々な問題が浮上したことから、防災会議や地域防災計画策定に際して女性の参画を拡大することが必要です。さらに、災害対応は、地域における共助が不可欠なことから、自主防災組織にも女性の参画を促進し、女性リーダーの育成を図ることが求められます。

科学技術・学術分野における女性の参画の状況は、内閣府男女共同参画白書によると、平成26年3月31日現在の女性研究者数は13万600人と過去最多となったものの、その割合(14.6%)は諸外国と比較するとなお低い水準にあることから、「科学技術イノベーション総合戦略2014」(平成26年6月閣議決定)で、科学技術イノベーションの重要な担い手となる女性研究者の活躍を促進するための環境整備と大学及び公的研究機関における女性研究者の採用割合を自然科学系全体で平成28年(2016年)までに30%にすることを盛り込んでいます。和光市でも、市内における科学技術に関する国の機関や先進的研究機関と連携した取組を展開することが必要です。

関連データ

地域行事への参加について、「主に男性が担っている」は13.3%、「主に女性が担っている」は39.6%を占め、「共同して分担している」は33.7%となっています。また、自治会、PTA活動への参加について、「主に男性が担っている」は10%、「主に女性が担っている」は41.7%を占め、「共同して分担している」は31.4%となっています。

家庭内の役割(地域行事、自治会・PTA活動)



資料：平成26年度和光市男女共同参画市民意識調査

市区町村防災会議の委員に占める女性の割合（平成26年）

	市区町村 防災会議数	0 (いない)	1~5% 未滿	5~10% 未滿	10~20% 未滿	20~30% 未滿	30~40% 未滿	40% 以上	平均 (%)
市区	793	89	154	255	244	42	6	3	8.9
	(%)	11.2	19.4	32.2	30.8	5.3	0.8	0.4	
うち政令指定都市	20	0	1	10	7	0	1	1	12.1
	(%)	0	5	50	35	0	5	5	
うち政令指定都市以外	773	89	153	245	237	42	5	2	8.7
	(%)	11.5	19.8	31.7	30.7	5.4	0.6	0.3	
町村	820	426	119	149	112	12	2	0	4.3
	(%)	52	14.5	18.2	13.7	1.5	0.2	0	
合計	1,613	515	273	404	356	54	8	3	7.1
	(%)	31.9	16.9	25	22.1	3.3	0.5	0.2	

(参考：都道府県別の状況)

都道府県名	市区町村 防災会議 数	市区町村防災会議の委員			市区町村防災会議の委員に占める女性の割合(%)						
		総委員数 (人)	うち女性委 員数(人)	女性割合 (%)	0 (いない)	1%~ 5%未滿	5%~ 10%未滿	10%~ 20%未滿	20%~ 30%未滿	30%~ 40%未滿	40%以上
北海道	170	3,739	112	3	65.3	14.1	12.4	7.6	0.6	0	0
青森県	37	705	28	4	48.6	10.8	27	13.5	0	0	0
岩手県	31	1,030	48	4.7	35.5	25.8	29	9.7	0	0	0
宮城県	35	1,042	59	5.7	37.1	25.7	14.3	22.9	0	0	0
秋田県	24	674	46	6.8	58.3	12.5	8.3	8.3	12.5	0	0
山形県	31	938	54	5.8	29	12.9	45.2	9.7	3.2	0	0
福島県	40	945	44	4.7	55	15	15	7.5	7.5	0	0
茨城県	41	1,267	81	6.4	12.2	39	26.8	19.5	2.4	0	0
栃木県	25	708	45	6.4	28	28	20	24	0	0	0
群馬県	22	751	44	5.9	31.8	22.7	27.3	18.2	0	0	0
埼玉県	63	2,140	165	7.7	12.7	19	41.3	27	0	0	0
千葉県	48	1,477	134	9.1	20.8	12.5	27.1	37.5	0	0	2.1
東京都	53	2,059	229	11.1	5.7	7.5	32.1	43.4	11.3	0	0
神奈川県	32	1,006	80	8	18.8	21.9	25	31.3	3.1	0	0
新潟県	30	839	47	5.6	36.7	23.3	20	20	0	0	0
富山県	15	522	23	4.4	33.3	20	46.7	0	0	0	0
石川県	19	423	27	6.4	31.6	10.5	26.3	31.6	0	0	0
福井県	16	484	37	7.6	12.5	31.3	25	25	6.3	0	0
山梨県	21	485	37	7.6	23.8	19	19	38.1	0	0	0
長野県	77	1,866	141	7.6	39	11.7	20.8	23.4	5.2	0	0
岐阜県	42	983	56	5.7	35.7	14.3	26.2	23.8	0	0	0
静岡県	34	957	65	6.8	23.5	23.5	29.4	17.6	5.9	0	0
愛知県	54	1,469	132	9	16.7	14.8	29.6	35.2	1.9	1.9	0
三重県	25	756	51	6.7	20	28	20	32	0	0	0
滋賀県	19	534	59	11	10.5	5.3	21.1	47.4	10.5	5.3	0
京都府	26	751	59	7.9	19.2	11.5	50	15.4	3.8	0	0
大阪府	40	1,382	133	9.6	15	12.5	25	45	2.5	0	0
兵庫県	41	1,286	99	7.7	14.6	29.3	22	29.3	2.4	2.4	0
奈良県	36	824	56	6.8	44.4	11.1	19.4	16.7	8.3	0	0
和歌山県	27	596	43	7.2	44.4	18.5	11.1	18.5	7.4	0	0
鳥取県	16	326	44	13.5	25	0	18.8	43.8	12.5	0	0
島根県	19	575	34	5.9	26.3	26.3	36.8	10.5	0	0	0
岡山県	25	546	92	16.8	20	0	20	36	12	4	8
広島県	23	773	50	6.5	26.1	21.7	30.4	21.7	0	0	0
山口県	19	574	55	9.6	31.6	10.5	26.3	21.1	5.3	5.3	0
徳島県	24	542	26	4.8	37.5	20.8	20.8	20.8	0	0	0
香川県	16	387	28	7.2	25	25	25	18.8	6.3	0	0
愛媛県	19	463	17	3.7	42.1	31.6	15.8	10.5	0	0	0
高知県	32	677	58	8.6	28.1	3.1	28.1	37.5	3.1	0	0
福岡県	55	1,346	172	12.8	23.6	7.3	18.2	30.9	14.5	5.5	0
佐賀県	19	424	37	8.7	21.1	15.8	36.8	21.1	5.3	0	0
長崎県	21	662	33	5	28.6	23.8	28.6	19	0	0	0
熊本県	45	1,614	95	5.9	13.3	28.9	51.1	4.4	2.2	0	0
大分県	18	538	34	6.3	27.8	11.1	33.3	27.8	0	0	0
宮崎県	23	670	33	4.9	39.1	21.7	26.1	13	0	0	0
鹿児島県	35	895	40	4.5	48.6	17.1	20	14.3	0	0	0
沖縄県	30	658	43	6.5	40	10	26.7	16.7	6.7	0	0
計	1,613	44,308	3,125	7.1	31.9	16.9	25	22.1	3.3	0.5	0.2

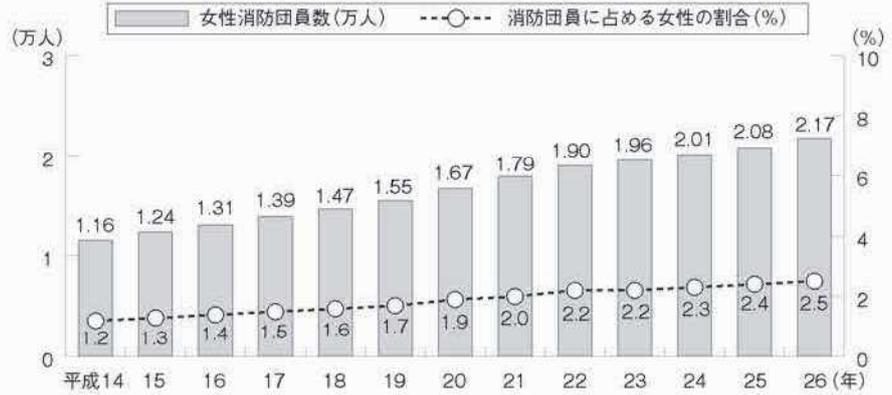
- (備考) 1. 内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の進捗状況」(平成26年度)より作成。
 2. 原則として平成26年4月1日現在。
 3. 全国の市区町村1,741団体を対象に調査を実施し、無回答及び総委員数をゼロと回答した128団体を除く1,613団体により集計。
 4. 「政令指定都市以外の市区」には特別区を含む。

資料：内閣府男女共同参画白書（平成27年版）

平成26年4月1日現在の市区町村防災会議の女性委員の割合は7.1%となっています。和光市の女性委員の割合は18.8%となっており、全国平均を上回っています。地方公共団体の種類別に見ると、政令指定都市で12.1%、政令指定都市以外の市区で8.7%、町村で4.3%となっています。女性委員のいない市区町村防災会議は、同会議総数の31.9%となっており、特に町村の半数以上の防災会議で女性委員がいないことがわかります。

平成26年4月1日現在の全国の女性消防団員数は2万1,684人で、5年前の21年4月1日現在に比べて約3,800人(約1.2倍)増加しました。また、消防団員に占める女性の割合は、26年4月1日現在で2.5%と低いものの、消防団員総数が減少する中で、女性の割合は一貫して増加傾向にあります。女性消防団員がいる消防団数は年々増加していますが、平成26年4月1日現在、全消防団の61.6%にとどまっており、約4割の消防団で女性が入団していない状況です。

女性消防団員数及び消防団員に占める女性割合の推移



(備考) 1. 消防庁「消防防災・震災対策現況調査」より作成。
2. 消防団員数は、各年4月1日現在。
3. 東日本大震災の影響により、平成23年の岩手県、宮城県及び福島県の人数及び24年の宮城県牡鹿郡女川町の人数は、22年4月1日現在の値となっている。

資料：内閣府男女共同参画白書(平成27年版)

我が国における研究者に占める女性の割合は、緩やかな増加傾向にはありますが、平成26年3月31日現在で14.6%にとどまっており、諸外国と比べて低い状況です。

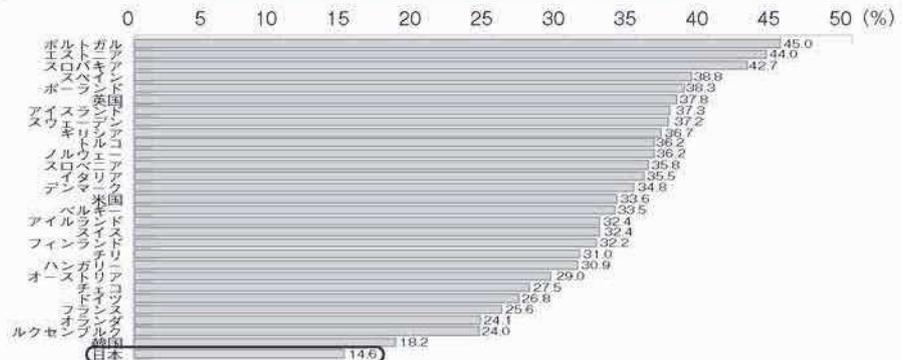
女性研究者数及び研究者に占める女性割合の推移



(備考) 1. 総務省「科学技術研究調査報告」より作成。
2. 各年3月31日現在。

資料：内閣府男女共同参画白書(平成27年版)

各国における研究者に占める女性割合(機関別)



(備考) 1. 総務省「平成26年科学技術研究調査報告」、OECD「Main Science and Technology Indicators」、米国立科学財団(National Science Foundation: NSF)「Science and Engineering Indicators 2014」より作成。
2. 日本の数値は、2014(平成26)年3月31日現在の数値。スロバキア、トルコ、韓国は2013(平成25)年値、アイスランド、スウェーデン、ギリシア、ベルギー、アイスランド、オーストリア、ドイツ、オランダ及びルクセンブルクは2011年値、米国は2010年値、その他の国は2012年値。推定値、暫定値を含む。
3. 米国の数値は、雇用されている科学者(scientists)における女性割合(人文科学の一部及び社会科学を含む)。技術者(engineers)を含んだ場合、全体に占める女性科学者・技術者割合は27.5%。

資料：内閣府男女共同参画白書(平成27年版)

施策① 地域活動等への男女の参画促進

施策の内容	主な取組	担当課等
地域活動への男女の積極的な参画を推進し、地域コミュニティの形成を図ります。	I 男女がともに参加できる各種セミナーの開催	市民活動推進課 環境課 生涯学習課 各公民館
	II 男女共同参画の視点に立った市民活動団体・NPOの育成	市民活動推進課
	III 地域コミュニティの形成に向けた活動の場の提供、情報の提供	市民活動推進課 産業支援課

施策② 安全・安心な地域づくりの推進（重点課題）

施策の内容	主な取組	担当課等
男女共同参画の視点を取り入れた防災・災害復興対策を確立します。また、女性や子どもを対象とした犯罪が依然として多発していることから、安全で安心して暮らせるような防犯体制の整備を進めます。	I 男女のニーズに対応した防災・災害復興体制の確立	危機管理室
	II 消防団、自主防災組織における女性リーダーの育成	危機管理室
	III 男女共同参画視点での避難所設置運営	危機管理室
	IV 避難所における女性相談窓口の設置	人権文化課 その他関係課等
	V 災害復興時における男女共同参画の推進	全庁
	VI 地域における防犯体制の整備 ・防犯体制の充実 ・防犯パトロールの実施 ・道路照明灯、防犯灯の設置等	危機管理室 道路安全課

施策③ 専門分野への女性の参画

施策の内容	主な取組	担当課等
理化学研究所・国立保健医療科学院等の機関と協働して、科学分野における女性の参画を推進します。	I 学生を対象とした科学講座の開催	生涯学習課 環境課

基本目標4 男女共同参画によるまちづくりの推進

基本方針

主要目標(3) 国際社会「平等・開発・平和」への貢献

国際社会の一員として、「平等・開発・平和」の3つの目標を合言葉に国際的視野の醸成と国際貢献に向けた参画意欲の促進を図ります。また、国際理解や国際交流を促進するとともに、外国人が安心して暮らせるまちづくりを進めます。

現状と課題

男女平等及び男女共同参画社会の実現をめざした取組が、国際社会における様々な取組と密接に進められている経緯を踏まえ、国際社会で掲げられる「平等・開発・平和」への貢献として、「女子差別撤廃条約」をはじめとする「北京宣言及び北京行動綱領」等による世界の女性の地位向上に向けた取組や、世界の女性が抱えている様々な問題など、国際的課題への理解と国際貢献に向けた参画意欲の促進を図る必要があります。

また、国際化が進む中、和光市の外国籍市民の数は、平成26年4月1日現在で、1,950人となっており、その数は年々増加傾向にあることから、市民等の国際交流・協力活動を支援するとともに、学校教育や社会教育の現場で、国際理解協力の推進を図り、国際的視野に立った男女共同参画の推進を行う必要があります。

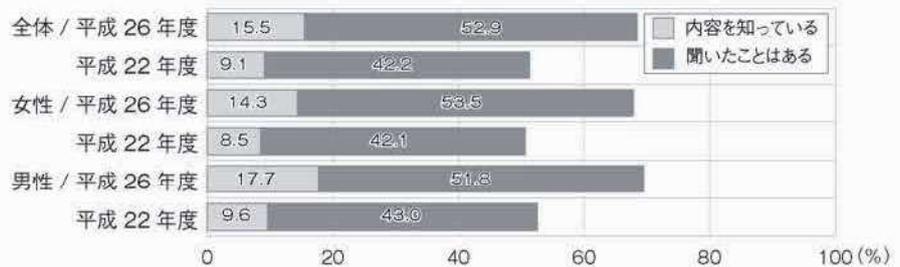
さらには、広報やホームページ等を活用した情報提供や外国人を対象とした相談窓口の充実を図るなど、外国人が安心して暮らせるまちづくりを進めます。

関連データ

女子差別撤廃条約について、「内容を知っている」と答えた人は15.5%、「聞いたことはある」と答えた人は52.9%、合わせて68.4%となり、前回調査(平成22年度)51.3%に比べて増加しています。

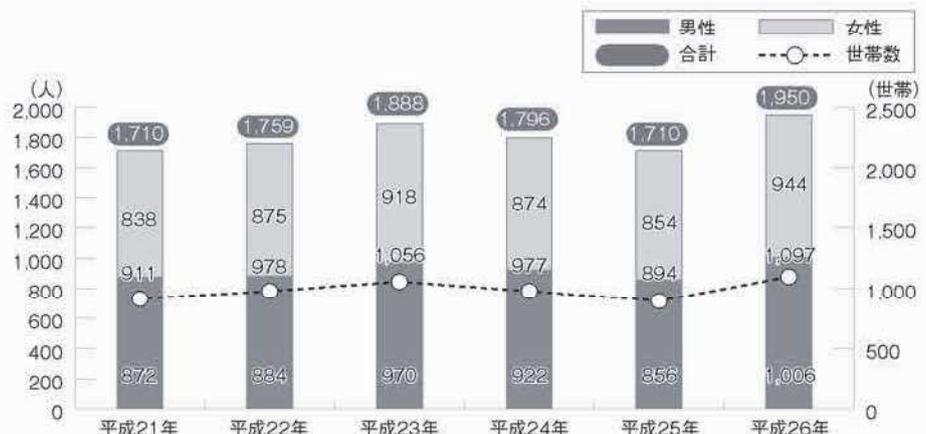
外国籍市民の数は、増加傾向にあります。

女子差別撤廃条約の認知度(推移)



資料：平成26年度和光市男女共同参画市民意識調査

和光市の外国人登録者数



資料：平成26年度和光市男女共同参画年次報告書

施策① 国際的課題への理解と国際貢献に向けた参画意欲の促進

施策の内容	主な取組	担当課等
経済のグローバル化に伴う国際社会の課題や女性の能力活用における日本の状況などへの認識を深め、国際的課題への理解と国際貢献に向けた参画意欲を促進します。	I 国際的課題への理解と国際貢献に向けた参画意欲の促進	人権文化課
	II 国内外の情報収集と提供	人権文化課

施策② 地域における国際交流の推進

施策の内容	主な取組	担当課等
和光市国際化推進計画に基づき、国際交流活動・機会の充実と国際理解の充実を図り、国際的視野の醸成を図ります。	I 市民・国際交流団体・企業・研究機関などの連携促進、和光市国際ネットワークの活動支援	人権文化課
	II 各種イベントやワンナイトステイ事業の実施による国際交流機会の充実	人権文化課
	III 社会教育における、男女共同参画の視点に基づく、国際理解教育の推進	生涯学習課 各公民館
	IV 学校教育における男女共同参画の視点に基づく、国際理解教育の推進	学校教育課

施策③ 外国人への支援

施策の内容	主な取組	担当課等
外国人に対して、生活情報の提供や相談への対応に努め、外国人が安心して暮らせるまちづくりを進めます。	I 広報紙、ホームページ等における多言語・やさしい日本語による市政・生活情報の提供	人権文化課 市政情報課 その他関係課等
	II 和光市国際交流員の活用、和光市多文化共生ボランティアの活用等、市民生活上の支援体制の充実	人権文化課
	III 和光市災害時通訳・翻訳ボランティアによる大規模な災害時の支援	人権文化課
	IV 外国籍市民への母子保健対策、情報提供、相談の充実	健康支援課 (保健センター) こども福祉課
	V 外国籍児童・生徒への支援	学校教育課

用語解説

○国際社会「平等・開発・平和」

1995年9月に開催された第4回世界女性会議において、「全人類のためにあらゆる場所のすべての女性の平等、開発及び平和の目標を推進すること」が北京宣言として決意された。国際社会の一員として、和光市においても国際社会の「平等・開発・平和」の実現に寄与することが求められている。

○ワンナイトステイ事業

外国人研修生等が市内の家庭で1泊2日のホームステイを行い、日本の文化、習慣、生活等を学びながら、市民とともに国際交流及び国際理解を深める事業のこと。

○和光市多文化共生ボランティア

市や市内施設からの依頼に応じて通訳や翻訳、国際化推進事業のサポートを行うボランティアのこと。

○和光市災害時通訳・翻訳ボランティア

大規模な災害時に外国籍市民への通訳・翻訳（多言語）を行うボランティアのこと。

基本方針

主要目標 男女共同参画推進体制の強化と計画の推進

計画の実効性と着実な推進を図るため、男女共同参画推進体制を強化し、市民及び事業者と連携して総合的かつ計画的に男女共同参画の推進に関する施策を実施します。また、計画の進捗管理と男女共同参画に関する現状や市民ニーズの把握を行い、男女共同参画を推進するための活動の場の整備に努めます。

現状と課題

計画の実効性を高め、着実な推進を行うためには、あらゆる分野に広がる各施策を進める職員一人ひとりの男女共同参画意識のさらなる醸成をはじめとして、全庁的に男女共同参画推進体制を強化する必要があります。また、定期的に計画の進捗状況等を把握・分析・公表・管理し、さらには、分析結果を踏まえた課題の解決に向けて、効果的な施策の展開に向けた迅速な方向変換が必要となります。

また、男女共同参画の推進を担う「和光市男女共同参画推進審議会」、「男女共同参画わこうプラン推進委員」、「和光市ドメスティック・バイオレンス対策ネットワーク」、「和光市男女共同参画庁内連絡会議」、「みんなでわこう男女共同参画ネットワーク」の5つの機関との連携を図り、男女共同参画に関する現状や市民ニーズの把握に努め、総合的かつ計画的に計画を推進することが重要です。

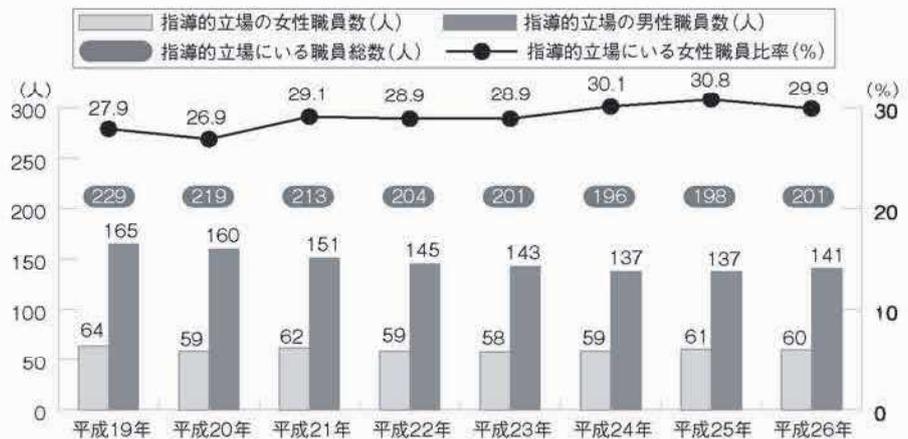
さらには、市内事業所の模範として、男女共同参画の視点に基づく環境を整備するとともに、性別にかかわらず意欲と能力を兼ね備えた人材の育成及び活用を図り、指導的立場への女性の参画を促進する必要があります。

関連データ

指導的立場（主査級以上）にいる職員の状況は、平成26年4月1日現在、指導的立場にいる職員総数201人のうち、女性職員は60人で、その割合は29.9%です。

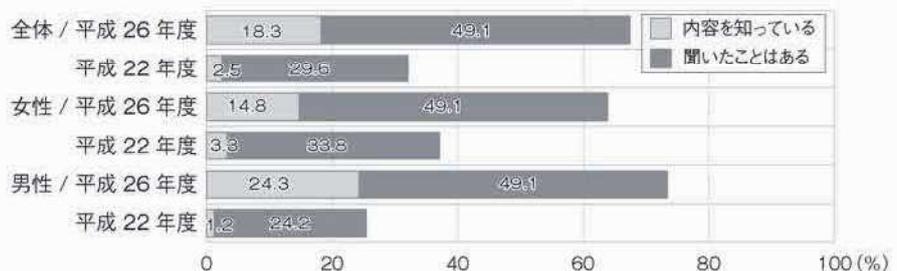
和光市男女共同参画推進条例について、「内容を知っている」は18.3%、「聞いたことはある」49.1%、合わせて67.4%となっており、前回調査（平成22年度32.1%）に比べ、大幅に増加しています。

指導的立場（主査級以上）にいる職員の状況



資料：平成26年度和光市男女共同参画年次報告書

和光市男女共同参画推進条例の認知度（推移）



資料：平成26年度和光市男女共同参画市民意識調査

施策① 庁内における男女共同参画推進体制の強化

施策の内容	主な取組	担当課等
男女共同参画庁内連絡会議を通じて関係各課等との連携を図り、総合的に施策を推進します。また、研修を通じて、職員一人ひとりの男女平等意識の醸成を図ります。さらに、能力と意欲を兼ね備えた人材の育成及び人材の活用を積極的に進め、個々の能力が十分に発揮できるよう、環境整備を進めます。	I 男女共同参画庁内連絡会議による関係課等相互の連絡調整及び総合的な施策の推進	人権文化課
	II 男女共同参画に関する研修の実施による職員の意識の醸成	人権文化課
	III 和光市人材育成基本方針に基づいた人材の育成と活用	職員課
	IV 和光市特定事業主行動計画に基づいた環境整備	職員課

施策② 市民・事業者等とのパートナーシップによる計画の推進

施策の内容	主な取組	担当課等
国・県・NPO・市民・事業者等との連携の促進を図り、計画を推進します。	I 国・県・NPO等関係機関との連携促進と先進的な取組に関する情報収集及び取組の取り入れ検討	人権文化課
	II 和光市男女共同参画推進審議会、和光市男女共同参画庁内連絡会議、和光市ドメスティック・バイオレンス対策ネットワーク、男女共同参画わこうプラン推進委員、みんなでわこう男女共同参画ネットワークとの連携による計画の推進	人権文化課
	III 子どもの参画による計画の推進	人権文化課
	IV 国が定める「男女共同参画週間」における啓発	人権文化課

施策③ 男女共同参画にかかる現状の分析・計画の進行管理

施策の内容	主な取組	担当課等
調査等を通じて、男女平等に関する意識・実態の把握に努めます。また、計画の実施状況を定期的に分析・公表することにより、計画の着実な推進を図ります。	I ジェンダー統計の収集・管理、意識調査等の実施と研究の推進	人権文化課 その他関係課等
	II 施策の実施状況の分析・把握と結果の公表、分析結果で出た課題の抽出と課題解決に向けた検討	人権文化課

施策④ 男女共同参画を推進するための活動の場の整備

施策の内容	主な取組	担当課等
男女共同参画の視点に配慮した公共施設の環境整備や男女共同参画を推進するための拠点の場の整備に努めます。	I 男女共同参画の視点に配慮した公共施設の環境整備	人権文化課 その他関係課等
	II 男女共同参画に関わる情報収集・発信、拠点の場の充実	人権文化課 その他関係課等

用語解説

○ジェンダー統計

男女間の意識による偏り、格差や差別の現状及びその要因、現状が生み出す影響を客観的に把握するための統計のこと。